

八王子市特別支援教育ハンドブック

切れ目のない支援をめざして

令和6年度（2024年度）版

小学校に
上がる前のこと

特別支
援教室

就学
相談

副籍



特別支
援学級

特別支
援学校

中学校を
卒業したら

子どもの発達と
地域連携

八王子市教育委員会



= 目次 =

I 知っておきたい 特別支援教育のこと	3
1 特別な支援を必要とする子どもたち	
2 校内委員会と実態把握（国）	
3 特別支援教育コーディネーター（国）	
4 スクールカウンセラー（都）	
5 特別支援教室の運営に係る心理士等（都）	
6 特別支援教育の支援 ■学校サポーター ■特別支援ボランティア	
7 保護者サロン	
II 就学前からの切れ目のない支援	11
1 「はちおうじっ子マイファイル」をつかってみましょう！	
2 小学校に上がる前のこと—八王子版ネウボラ乳幼児手帳—	
3 就学支援シート	
4 就学相談	
5 学校生活支援シート（個別の教育支援計画）（国）	
6 個別指導計画（国）	
III 障害と特別支援教育	19
1 障害と手帳 ■愛の手帳（療育手帳） ■身体障害者手帳 ■精神障害者保健福祉手帳	
2 副籍制度（交流及び共同学習）	
3 障害と特別支援教育	
① 視覚障害	
② 聴覚障害	
③ 肢体不自由	
④ 知的障害	
⑤ 病弱	
⑥ 言語障害	
⑦ 自閉スペクトラム症（Autism Spectrum Disorder）	
⑧ 情緒障害	
⑨ 学習障害（Learning Disabilities）	
⑩ 注意欠如多動症（Attention-Deficit/Hyperactivity Disorder）	
4 発達検査・知能検査 ■検査の意義 ■検査の種類	
IV 学校・学級等の種別と就学相談	33
1 都立特別支援学校	
2 国立・私立特別支援学校	
3 特別支援学級・特別支援教室 ■知的障害固定学級 ■特別支援教室 ■難聴・言語障害学級（通級指導学級）	

コラム

V 相談機関と地域との連携

46

- 1 八王子市教育センター (1) 総合教育相談室 (心理教育相談)
(2) 巡回相談
(3) 就学相談
(4) 登校支援
(5) その他の相談
- 2 八王子市保健所
- 3 八王子市保健福祉センター
- 4 東京都八王子児童相談所
- 5 八王子市子ども家庭支援センター
- 6 八王子市若者総合相談センター
- 7 都立特別支援学校との連携
- 8 東京都発達障害者支援センター (トスカ TOSCA)
- 9 東京都教育相談センター
- 10 東京都心身障害者福祉センター
- 11 東京都立多摩総合精神保健福祉センター
- 12 八王子市小児・障害メディカルセンター (島田療育センターはちおうじ)
- 13 大学の心理相談室
- 14 学童保育所
- 15 放課後等デイサービス

コラム

VI 将来に向けて～中学を卒業したら

54

- 1 いろいろな東京都立高等学校
- 2 都立特別支援学校高等部 (普通科・職業学科・その他)

VII 通常学級で支援が必要な子どもへの工夫やヒント

58

- 1 教室をひと工夫
- 2 教室内のルール作りや日々のことばがけの工夫
- 3 学級作りのヒント
- 4 特別支援教育についてもっと知りたい～国立特別支援教育総合研究所のご紹介～
- 5 特別支援教育についての東京都の計画と市の計画、関係する条例など

コラム

I 知っておきたい 特別支援教育のこと

特別支援教育とは、障害のある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組みを支援するという視点に立ち、幼児・児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものです。

1 特別な支援を必要とする子どもたち

“特別な支援が必要”と言っても、行動や特性のすべてが支援の対象とは限りません。

近年は障害の理解が進み、特別支援学校や特別支援学級に在籍している知的障害や肢体不自由の子にも、その子の力や状態に応じて地域の学校と副籍や交流学习が行われたり、「発達障害の子が過ごしやすい環境はそうでない子にも居心地のよい場所」という考えのもとにインクルーシブ教育が進んできました。

困った子ではありません。困っている子です。たとえばこんな子どもたちはどのクラスにもいます。

落ち着きがない、じっとしてられない
「気がつくと教室の中を立ち歩いてしまう」

忘れものが多い
「ちょっと時間が経つと忘れてしまう。聞いてもすぐに他のことが気になっちゃうんだ」

言われている意味が分からない
「『明るい感じ』とか『暗い感じ』って何？」

自分勝手だと勘違いされやすい
「『友達のことも考えなさい』ってどういうこと？」

何回注意されても同じことを繰り返す
「いけないことは分かっているけど、ついやってしまう。自分のやり方ではダメなの？」

特定の学習の習得が困難
「漢字って、線の集まりみたいで覚えられない」

行動の切り替えが難しく、新しい環境に慣れにくい
「予定が変わったり、いつもと違うことをやったりすると訳が分からなくなるんだ」

子どもが本当は何を求めているかということに寄り添うと解決に必要なこと

「～の学習のときは集中できる」
「落ち着いているときは～ができる」という見方にしてみましよう

慌てさせずじっくり話を聴いて、心を落ち着かせてあげましよう

落ち着いているときに得意なものに取り組ませ、できたときにはわかるようにほめて、自己肯定感を積み上げましよう

支援の必要な子にとって大切なこと

特別な支援が必要な子には次のような姿勢でかかわることが大切です。

1 その子にとって本当に必要な支援は何かを考えること

～ 一人ひとりに応じた教育 ～

周りの人がしてあげたいことをするのではなく、その子が何を一番必要としているか考えましょう

2 これまでの子どもを理解する方法や指導の方法を振り返ること

～ 「当たり前」への問い返し ～

今まで繰り返してきたその子への接し方が、今も必要とされていることか、もう一度考えてみましょう

3 良い点を手がかりに、できるところから始めて、成果を積み上げていくこと

～ プラス思考の対応 ～

まずその子の良いところに注目すること、そして、周りの子どもたちも一緒になって、できそうなことから始めましょう

4 共通認識・共通理解の下、みんな(組織)で支援にあたること

～ 様々な連携・協働 ～

例えば発達障害を例に、その子の状態にあった有効な支援の方法を見てみましょう。

① 行動を分類して、その行動に合った支援の方法を考えましょう。

○続けさせたい行動 ○減らしたい行動 ○すぐにやめさせたい行動

② 環境を整えることで心の安定が図れます。

○見通しが持てる工夫（視覚的支援・個別の声かけ・具体的な手順の明示など）
○分かりやすい具体的なルールづくり

③ 肯定的な受け止めで達成感と自己肯定感を育てる工夫をします。

○できること・できるとき探し（●●のときには■■ができる）
○失敗した原因を受け止めて、次につなげる。（叱ることと譲ることを決める）
○困難を乗り越えられる場の設定（認めてあげる、ほめてあげる）

④ スモールステップで具体的な指示をします。

○指示は短く、ハッキリと

⑤ いろいろな方法で問題行動に対応します。

○普段からもしものときの学校体制を整えておく
○ダメな時はその場を離れさせる（一人で落ち着く空間の確保）
○行動の原因を把握し、次の行動の予知・予測に結びつける
○子どもが落ち着いた時に、その時の状況と原因を一緒に振り返り、短い文で約束する など

⑥ 問題行動の際の対処法も用意します。（ちゃんとできたらほめる）

○スキンシップのはかり方 ○そっとしておく ○代替の表現方法を教える
○許される行動範囲を教える ○関心をそらす など

2 校内委員会と実態把握

特別な支援が必要な児童・生徒の実態を把握したり、支援の方法を検討したりするため、学校は特別支援教育について校内委員会を設置します。

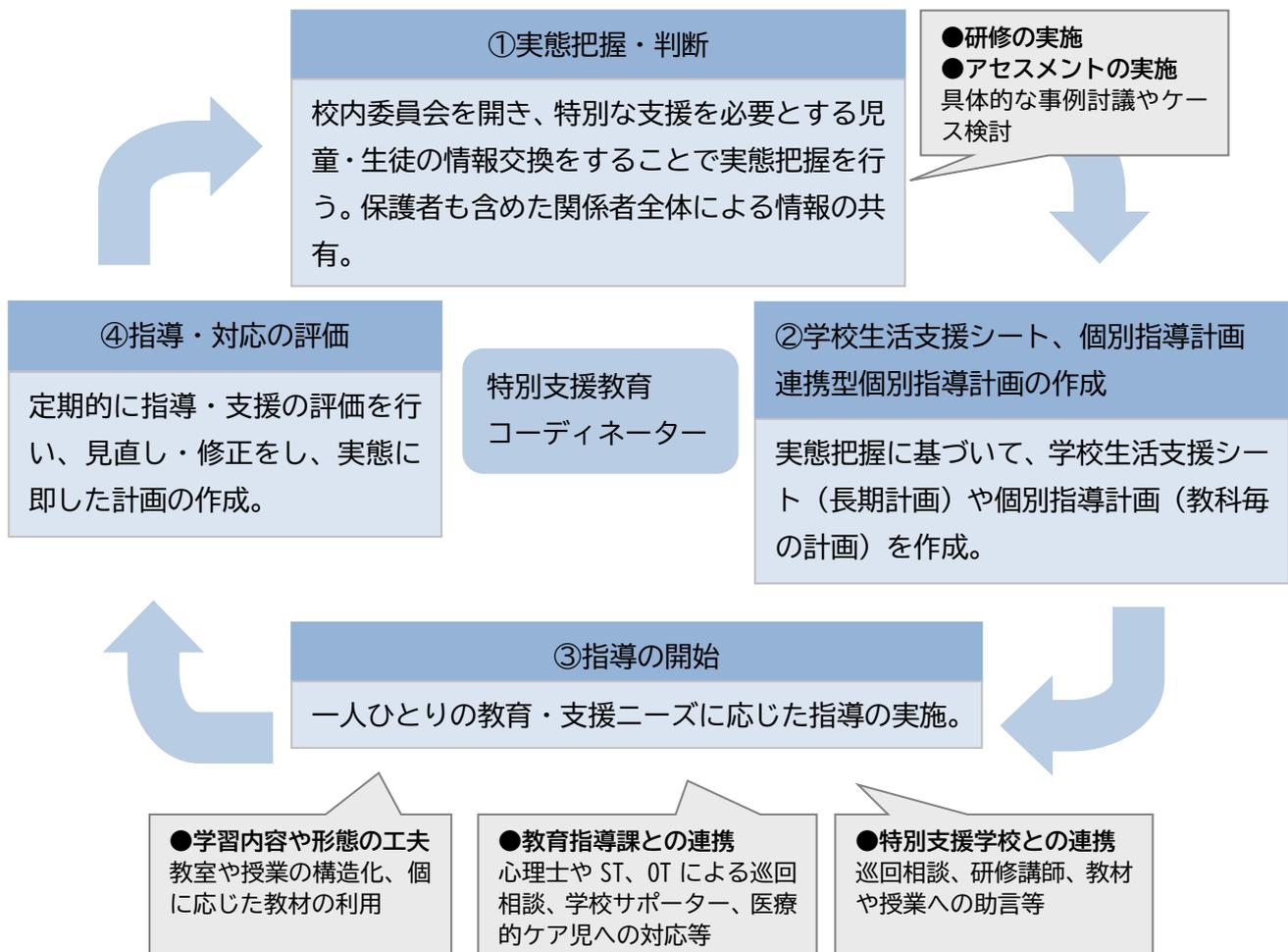
対象となる児童・生徒の状況に応じて定期的開催し、会議を循環させることでその効果が得られます。

- 管理職、担任、**特別支援教育コーディネーター**、主幹教諭、教務担当主任、養護教諭、特別支援学級教諭、巡回指導教諭等で構成します(学校ごとにメンバーが多少違います)。
- 各校のスクールカウンセラーの勤務日や巡回指導教諭の指導日、発達心理士の巡回日に合わせて開催し、関わってもらうことが効果的です。

校内委員会を上手にすすめるポイント

- **特別支援教育コーディネーター**任せではなく、学校として取り組みます。
- 児童・生徒の情報を、担任をはじめとする関係者から集め、いろいろな視点から実態を把握します。
- 児童・生徒の支援の内容・方法及び成果と課題について教職員間で情報を共有し、保護者とも連携して効果的な支援方法となるよう工夫しましょう。

図1 『特別支援教育コーディネーターを中心とした校内委員会』



「実態把握」のポイント（図1と合わせてご覧下さい）

① 一人ひとりの適切な支援をしていくためには、児童・生徒の出している様々なサインに対する担任の気付きが大切です。「いつ」「どこで」「どのような時」「どんな問題が起こるか」を観察し、原因となっているつまずきや困難を正確に把握します。

サインを見逃してしまったために、適切な対応が遅れてしまうことや問題行動につながる場合があります。

② 児童・生徒のつまずきや困難に気付いたら、担任一人で考えるのではなく、同じ学年の教員や特別支援教育コーディネーター、特別支援学級担任、養護教諭等に協力してもらい、複数の目で検討します。

③ 児童・生徒のつまずきや困難状況の把握、原因の理解と指導方針は、学級担任や教科担任の対応だけでは正しいかどうかといった不安も出てきます。特に原因の理解については、正しくとらえないとその後の指導が間違った方向に進んでしまう可能性もあります。校内委員会は、担任のそうした不安を取り除く場でもあることが望まれます。そのためには、担任が率直に悩みを話せる雰囲気のある学校であることが何よりも大切です。

④ **実態把握**は、担任の気付きを促すことが目的です。障害種別を判断するのではなく、学習面や行動面において特別な支援が必要かどうかを判断するための観点であることに留意します。 重要ポイント＝**アセスメント**…図1①

⑤ 子どもの様子を理解することで、学校生活支援シート（個別の教育支援計画）、個別指導計画、連携型個別指導計画の作成という次のステップへ進むことができます。

重要ポイント＝**学校生活支援シート、個別指導計画**…図1②

⑥ 計画に沿った指導を進めていくうえで活用できるのが心理士・作業療法士・言語聴覚士による巡回相談や教育相談、都立特別支援学校との連携による助言です。こうしたことを利用し工夫することで一人ひとりの教育的ニーズに合わせた柔軟な対応ができます。…図1③

⑦ 学級担任や教科担任が、子どものつまずきや困難に対して、指導の工夫や配慮をしても学習状況に改善が見られない時には、校内委員会の中で担任の気付きや該当児童・生徒の状況を整理し、保護者や専門家の意見等も参考にしながら、もう一度総合的に実態把握を行ってみましょう。その際、つまずきや困難だけを把握するのではなく、できていることや努力していること、得意なこと、興味関心のあることについても情報を集め、多面的に実態を捉えることが大切です。…図1④

3 特別支援教育コーディネーター

各学校において、障害のある児童・生徒の発達や障害全般に関する一般的な知識を持ち、保護者や学校内、関係機関等との連絡調整役を担当する教職員です。学校での特別支援教育の推進と地域や関係機関との連携による体制づくりのためには大変重要な役割を果たします。

- 学校内関係者や関係機関との連絡・調整（校内委員会、関係者会議、支援会議）
- 保護者に対する学校の窓口的役割
- 障害のある児童・生徒への支援

4 スクールカウンセラー（都）

市立の小・中学校及び義務教育学校には臨床心理士等の資格をもつスクールカウンセラーが週1～2回程度配置され、児童・生徒、保護者や教員の様々な相談に対応しています。

スクールカウンセラーは、配置校の校長、教育委員会の指揮監督の下に、学校内において、校長の経営方針や教育相談の方針に即して、次の職務を行う。

- ①児童生徒へのカウンセリング
- ②保護者への助言・援助
- ③児童・生徒集団、学級や学校等の集団に対するアセスメントと助言・援助
- ④児童・生徒の困難、ストレスへの対処方法、心の教育に資する全ての児童・生徒を対象とした心理教育プログラム等の実施

（以上 「スクールカウンセラー活用ガイドライン」東京都）

スクールカウンセラーが相談に当たる児童生徒の相談内容は、不登校に関するものが最も多いが、いじめ、友人関係、親子関係、学習関係等多岐にわたっており、近年は、発達障害、精神疾患、リストカット等の自傷やその他の問題行動などますます多様な相談に対応する必要性が生じている。

（以上 文部科学省）

5 特別支援教室の運営に係る心理士等（都）

発達障害の児童・生徒等特別な指導・支援を必要とする全ての児童・生徒について、児童・生徒が抱える学習上又は生活上の困難さを的確に把握し、その困難さに対応した専門的な指導・支援を学校が実施するための助言を行うことを目的として、臨床発達心理士、特別支援教育士、学校心理士又は公認心理師が市立小・中学校及び義務教育学校を対象に1校あたり年間40時間以内の巡回相談を行います。

<小学校における巡回相談の内容等>

- ①発達障害の可能性のある児童の障害の状態の把握を行い、特別な指導・支援の必要性の有無について、当該校の教員等に対し助言する。
- ②児童の指導・支援に関する校内委員会における検討資料の作成に関して、当該校の教員等に対し助言する。
- ③児童の指導・支援について、保護者と在籍学級担任等との面談に立ち会い、専門的な見地から助言する。
- ④在籍学級担任等が保護者に対して支援の開始等について説明する際に、必要に応じて臨床発達心理士等が専門的な見地から意見を述べる。
- ⑤特別支援教室での指導を開始する児童の個別指導計画等の作成に当たって、巡回指導教員や在籍学級担任等に対し助言する。
- ⑥特別支援教室や在籍学級での児童の状況を観察し、巡回指導教員や在籍学級担任等に必要な助言をする。
- ⑦児童の抱える困難さの改善状況を把握し、校内委員会への報告及び当該児童の特別支援教室での指導の終了に関して助言する。
- ⑧指導の対象となる児童の有無に関わらず、各学級の授業を観察し、特別な支援が必要な児童等の指導に関して、在籍学級担任等に対し必要な助言や支援を行う。

<中学校における巡回相談の内容等>

- ①発達障害の可能性のある生徒の障害の状態の把握を行い、特別な指導・支援の必要性の有無について、当該校の教員等に対し助言する。
- ②生徒の指導・支援に関する校内委員会における検討資料の作成に関して、当該校の教員等に対し助言をする。
- ③生徒の指導・支援について、保護者と在籍学級担任等との面談に立ち会い、専門的な見地から助言する。
- ④在籍学級担任等が生徒本人及び保護者に対して支援の開始等について説明する際に、必要に応じて臨床発達心理士等が専門的な見地から意見を述べる。
- ⑤特別支援教室での指導を開始する生徒の個別指導計画等の作成に当たって、巡回指導教員や在籍学級担任、教科担任等に対し助言を行う。
- ⑥特別支援教室や在籍学級での生徒の状況を観察し、巡回指導教員や在籍学級担任、教科担任等に必要な助言をする。
- ⑦生徒の抱える困難さの改善状況を把握し、校内委員会への報告及び当該生徒の特別支援教室での指導の終了に関して助言する。
- ⑧指導の対象となる生徒の有無に関わらず、各学級の授業を観察し、特別な支援が必要な生徒等の指導に関して、在籍学級担任や教科担任等に対し、必要な助言や支援を行う。
- ⑨対象生徒の自己理解・自己受容を促し、将来の自己イメージを持たせる観点から、巡回指導教員や在籍学級担任、教科担任等に対して指導に係る必要な助言や支援を行う。

6 特別支援教育の支援

八王子市では、学校サポーターや特別支援ボランティアという名称で学校の支援を行う人材の配置や育成を行っています。

■学校サポーター

学校サポーターは、学級担任の指導を支え、特別な支援を必要とする児童・生徒のいる学級のサポートをすることが目的です。また、学習のこと、友達のことなど、子どもたちの抱える悩みを共に考え、寄り添いながら心の支えになる相談相手なることも目的にしています。

●学校サポーターになるには

条件… 特別支援学校（学級）で指導補助等の経験が1年以上ある方、教育学・心理学を専攻している大学生や院生、校長の推薦がある方など（詳しくはお問い合わせください）

- ・八王子市教育委員会に登録していただきます。
- ・肢体不自由や歩行困難な児童・生徒のサポートの場合は、校外学習も支援の対象になります。
- ・学校サポーターは、各校が地域の方に直接お願いするほか、教育委員会から必要とする学校に登録者を紹介し、その中から校長がお願いすることもあります。
- ・一定の経験を重ねると、**認証学校サポーター**にスキルアップできる育成講座が受講できます。



育成講座テキスト

■特別支援ボランティア

支援を必要とする児童・生徒が在籍する学級において、担任の補助を行うことを目的に、校長が地域の方などに依頼する地域ボランティアです。

- ・八王子市教育委員会に登録していただきます。
- ・18歳以上の方なら特別な資格や条件は問いません。
- ・活動される方は自動的に傷害保険に加入になります。
- ・八王子市教育委員会が実施する研修会に参加できます。



（参考）特別支援教育支援員

文部科学省は、**特別支援教育支援員**という名称で1校に1名の支援員を配置する目安の予算を地方財政措置しています。

特別支援教育支援員の活用例「特別支援教育支援員を活用するために」平成19年6月 文部科学省

- ① 基本的な生活習慣確立のための日常生活上の介助
- ② 発達障害の児童生徒に対する学習支援
- ③ 学習活動、教室間移動等における介助
- ④ 児童生徒の健康・安全確保関係
- ⑤ 運動会（体育大会）、学習発表会、修学旅行等の学校行事における介助
- ⑥ 周囲の児童生徒の障害理解促進

7 保護者サロン

小・中学生及び就学前のお子さんの発達のことでお悩みの保護者を対象に、ペアレントメンターによる体験談や専門家によるミニレクチャーと談話会で構成した保護者サロンを八王子市教育委員会の主催で教育センターにて開催しています。

内容や開催日時の詳細は、参加者の募集時に、市内の幼稚園・保育園・認定こども園、市立小・中学校及び義務教育学校、関係機関を通してお知らせするとともに市の広報・ホームページに掲載します。

※「ペアレントメンター」とは、親として発達障害の子どもの子育て経験があり、一定のトレーニングを受けた方々です。



Ⅱ 就学前からの切れ目のない支援

例えば小学校に入学する前に幼稚園・保育園・認定こども園等で受けていた支援や、療育の先生からのアドバイスを伺うことで、楽しい学校生活をスタートできた例がたくさんあります。また、学年が上がったり小学校から中学校に進学するときにも学校同士や学校と保護者との間でお子さんの様子を共有しておくことも大切なことです。

1 「はちおうじっ子マイファイル」をつかってみましょう！

マイファイルは、そのためにこれからのお子さんの成長を記録し、発達に関するお子さんの情報を一つのファイルにまとめるものです。お子さんの成長とともに、マイファイルは完成します。

1. お子さんの成長を感じたり、かかわり方を考えていく資料となります。
2. 保護者とお子さんにかかわる関係機関が情報を共有し、切れ目なく伝わることで、よりよい支援につながります。

●最初は「八王子版ネウボラ乳幼児手帳」からスタートです。

「あかちゃん訪問」の時に「八王子版ネウボラ乳幼児手帳」をお配りします。

お子さんが就学するまでの間、母子健康手帳の別冊として成長の様子や健診時、保育園、幼稚園などでのアドバイスや相談内容などを記録する手帳です。母子健康手帳にはさんでご利用ください。（詳細はP. 12参照）

●次に「はちおうじっ子マイファイル」をお渡しします。

「1歳6か月児健康診査」の時に、今後の様々な資料を保存していくためのファイルと、情報パンフレット「はちおうじっ子の相談窓口」をお渡しします。乳幼児手帳とともにご活用ください。



はちおうじっ子マイファイルの使用イメージ

マイファイルを使った切れ目のない支援

乳幼児期
八王子版
ネウボラ乳
幼児手帳

就学前に...
就学支援シート
療育の記録
心理相談記録等

引継ぎ

小学校

学校生活支援
シート
個別指導計画
巡回相談記録
発達検査等

引継ぎ

中学校

学校生活支援
シート
個別指導計画
巡回相談記録等

引継ぎ

高等学校等

学校生活支援
シート(個別の
教育支援計画)
個別指導計画

引継ぎ

大学等

個別の教育
支援計画

就職

個別の移行
支援計画

小学校に就学する前、幼稚園・保育園・認定こども園等からの引継ぎや、中学校卒業後の進路先、高等学校からその先の大学・就労先へと、支援の必要な子どもの引継ぎには就学支援シートや学校生活支援シートが役立ちます。

「はちおうじっ子マイファイル」を使えば、乳幼児期からのいろいろな引継ぎ資料を上手にまとめて、保護者と相談機関、園、学校等が情報共有することができます。

就学前からの連携

就学前においても、保護者や関係機関と連携した支援は必要です。幼稚園・保育園・認定こども園等では保護者の承諾を得て、関係機関と連携し、就学支援シートを作成することで、就学後の一人ひとりのニーズに応じた支援の充実を図ることができます。

進路先へのスムーズな引継ぎ

学校生活支援シートは、卒業のときに保護者の承諾のもとに進路先へ引き継ぐことで、それまでの支援が継続され、進路先での理解にスムーズにつながります。

進路先が決定した時点で、できるだけ早い時期から引継ぎを始めれば新しい環境や生活への準備ができます。

同行支援～保護者と一緒に学校へ伺い、スムーズな連携をお手伝いします

就学時の引継ぎや学校との相談は、保護者にとって大きなハードルになることも。できるだけスムーズに、ご家庭の思いやお子さんの様子が伝わるように、市教育委員会では、NPO等と協力して、接続時のお手伝いが必要な保護者に「同行支援」を実施します。

小学校から中学校への移行支援

学校生活支援シートの作成には保護者の意見を十分に聞いて、積極的に関わっていただくことが重要です。小学校から中学校への引継ぎのシステムを明確にして、一貫した支援が行われるようにします。

中学校から高等学校等への移行支援

高等学校等でも、その子の特性やそれまでの支援を伝えることで自信を持って新しい生活に入っていくことが期待できます。中学校からの的確な引継ぎによって、高等学校等でも必要な支援が行われるようになります。

★保護者の方へ

こうした資料は、お子さんにとっての大切な成長の記録です。引継ぎのために学校に渡すだけでなく、コピーをとって「はちおうじっ子マイファイル」にファイリングしていきましょう。

2 小学校に上がる前のこと—八王子版ネウボラ乳幼児手帳—

「八王子版ネウボラ乳幼児手帳」は、はちおうじっ子マイファイル事業の一環として、お子さんの健やかな成長をサポートし、安心して子育てしていただくためのものです。母子健康手帳の別冊としてお子さんの成長を記録し、関係機関とのよりよい関係を結ぶためにお使いください。



《乳幼児手帳の内容》

- 相談・サポート記録
- 幼稚園・保育園・認定こども園等の記録
- お子さんの成長記録
- 健診の記録
- 医療機関での受診記録

八王子版ネウボラ乳幼児手帳は、市内の各保健福祉センターのほか、子どものしあわせ課、障害者福祉課、教育センターの窓口でも配付しています。

3 就学支援シート

就学支援シートは、幼稚園・保育園・認定こども園等で一人一人のお子さんに配慮していることについて、保護者と一緒に作成しあらかじめ小学校に伝えることで、スムーズな就学が迎えられることを目的としています。

八王子市の就学支援シートは、幼稚園・保育園・認定こども園等に通っているお子さんが、小学校入学後も楽しく学校生活が過ごせることを願い「八王子市保・幼・小子育て連絡協議会」（子ども家庭部）が作成しました。支援シートは、園での生活や様子などを担任の先生と保護者が書き、保護者が小学校へ直接提出するものです。なお、このシートは「障害」の有無や診断を問うものではありません。

専用の用紙は、就学时健康診断前の9月下旬に、幼稚園・保育園・認定こども園等を通じて作成を希望する方に配布されるほか、子ども家庭部のホームページからもダウンロードできます。

お子さんの楽しい学校生活のために
就学支援シートを使ってみませんか

八王子市では、幼稚園・保育園・認定こども園等に通っているお子さんが、小学校入学後も楽しく学校生活が過ごせるように、「就学支援シート」をつくりました。

幼稚園・保育園・認定こども園等の生活や様子を記録し、担任の先生と保護者が一緒に作成し、あらかじめ小学校に伝えることで、スムーズな就学が迎えられることを目的としています。

このシートは、「障害」の有無や診断を問うものではありません。

専用の用紙は、就学时健康診断前の9月下旬に、幼稚園・保育園・認定こども園等を通じて作成を希望する方に配布されるほか、子ども家庭部のホームページからもダウンロードできます。

【就学支援シート】に関するお問い合わせ先
八王子市保・幼・小子育て連絡協議会
（子ども家庭部）
〒206-8501 八王子市中央1-1-1
TEL: 0429-77-7979

お子さんの楽しい
学校生活のために
就学支援シート 八王子

子どもにはさまざまな個性があり、様々な可能性が取りつきます。
小学校等への入学にあたって、保護者・幼稚園・認定こども園等に家庭で今まで大切にしてきたこと、小学校・学童保育所へ引き続き通いたいことなどがあれば教えてください。一人ひとりのお子さんが楽しく充実した学校生活を送れるよう、お子さんに必要と思われる支援や配慮について、周りのみなさんと一緒に考えていきたいと思えます。

なお、この就学支援シートは、市内の保育園・幼稚園・認定こども園等が共通の様式を採用しています。また、お子さんご自身のプライバシーの保護にも十分配慮していますので、入学先希望される小学校・学童保育所には安心してお持ちください。

八王子市
八王子市教育委員会

※本支援シートは、就学準備者が記入ください。

入学予定年度	年度4月入学
入学予定地区	〇〇〇〇
お父さんの お名前	〇〇〇〇
お母さんの お名前	〇〇〇〇
性別	男・女
電話番号	〇〇〇〇-〇〇〇〇
入学予定小学校	〇〇〇〇
園・校務室 電話番号	〇〇〇〇-〇〇〇〇
園・校務室 電話番号	〇〇〇〇-〇〇〇〇

※重要【小学校・学童保育所の先生方へ】
就学支援シートを受け取ったら、必ず上記の欄・施設までご連絡ください。
一人一人の個性・発達・状態に応じた支援等は、入学先希望先についてご連絡をお願いします。

作成の流れ

- ① 子ども家庭部から幼稚園・保育園・認定こども園、小学校等にシートの用紙が配付されます。
- ② 幼稚園・保育園・認定こども園等は、保護者の同意を得て、「園から」欄を記入します。
- ③ 保護者が「保護者から」欄を記入します。
- ④ 出来上がったシートの内容を保護者と園で確認し、保護者が小学校に提出します。
- ⑤ 小学校は、シートが提出されたら、保護者との面談や園への訪問など、入学後の支援について取り組みます。なお、シートを受け取った小学校は、必ず提出した園に受領の連絡をしてください。

注意1) シートの作成は強制されるものではありません。

注意2) シートが提出されたからといって必ずしも障害や発達に偏りがあるということではありません。

就学支援シート利用のメリット

- 幼稚園・保育園・認定こども園等から小学校に伝わる情報の内容を保護者も確認・共有できます。
- 八王子市共通の書式なので、公立・私立を問わず、どの幼稚園・保育園・認定こども園等からも同じ形式で情報の提供が受けられます。
- シートの提出後、学校と保護者、幼稚園・保育園・認定こども園等がその子の入学後の具体的な支援について話をすることができます。

保 護 者 か ら (「園から」を讀んで記入)	
生活の様子	
好きなこと 得意なこと (遊び・生活)	
苦手なこと (遊び・生活)	
気をつけていること	
遊びの中で	
日常生活の中で	
その他気をつけていること	
これまでお子さんのことで相談に行ったところ	
健康、身体のことでお伝えたいこと	
保護者から学校(学童保育所)へ伝えたいこと	
※学童保育所に入所を希望する保護者の方へ 学童保育所に入所を希望する場合は、このシートを学校に提出する前に必ずコピーを取っておいてください。 学童保育所はお子さんの大切な生活の場となります。入所決定後、就学支援シートのコピーを保護者の方が直接、学童保育所に持参ください。 (学童保育所に事前に連絡をしてからお出かけください。)	

2

園 か ら (最初に記入)	
生活の様子	
好きなこと 得意なこと (遊び・活動)	
苦手なこと (遊び・活動)	
援助の様子(指導中での配慮と工夫)	
活動の中で	
遊びの中で	
日常生活の中で	
担任から学校(学童保育所)へ伝えたいこと (上記のこと以外で特に伝えたいこと、もう少し補足したいこと、など)	

3

4 就学相談

八王子市では、子ども一人一人の特性に応じて、必要な支援や学習環境が整う知的障害固定学級、特別支援教室、難聴・言語障害通級指導学級があります。また、障害の程度に応じて都立特別支援学校の選択もできます（知的障害、肢体不自由、盲、ろう、病弱）。これらの学級、学校をご希望する場合は保護者からの**就学相談**へのお申し込みが必要です。**就学相談はこのように進みます**

申込み <小・中学校在籍児童・生徒の場合> ⇒保護者の方から、在籍校へご相談下さい。
 ※在籍校とのご相談の上で、申請書類、発達検査の結果を学校へご提出ください。学校を通して、教育委員会への申込みとなります。
 <未就学児の場合> ⇒申請書類をHPからダウンロード、又は教育センターで受取、お子さんの発達状況が分かる資料等（お持ちの方）を教育センターへ、郵送あるいは持参により申し込み下さい。
 申込み先電話番号：042-664-7524（教育センター 就学相談担当）

面談 お子さんと一緒に教育センターにお越しいただき、相談員と面談を行います。

見学・体験 保護者の方に見学(※)をしていただいた上、お子さんに体験をしていただきます。（小学校の特別支援教室は保護者の方による見学のみ）
 ※在籍児童・生徒の就学相談においては、特別支援教室及び在籍校に特別支援学級がある場合の保護者の方による見学は、在籍校との相談の際に行っていただきますようお願いいたします。

就学相談調整会議 ご希望の就学の場が決まりましたら、「就学相談調整会議」へお越しいただきます。お子さんの様子を医師や特別支援学級の教員等が確認させていただきます。その後、当日のお子さんの様子や各種資料をもとに、お子さんにとって適切な就学の場について、総合的に検討し決定します。その後、当日のお子さんの様子や各種資料をもとに、お子さんにとって適切な就学の場について、総合的に検討し決定します。

5 学校生活支援シート（個別の教育支援計画）

個別指導計画が学校における短期的な支援を設定しているのに対し、**個別の教育支援計画**は、長期的な視点で一貫して的確な支援を行うことを目的として作成するものです。生涯に渡る「個別の支援計画」のうち、学齢期においては学校が中心になり作成します。教育、福祉、医療、就労等の様々な側面からの支援についての取組みなので、関係する機関や保護者と連携して作成することが大切です。東京都では**学校生活支援シート**といい、本市はそれを参考にした八王子版の**学校生活支援シート**で取り組んでいます。

★小・中学校及び義務教育学校の先生方へ

シートはドキュメントセンター>学校教育部>教育指導課>指導主事にあります。

実際の作成にあたっては「これからの個別の教育支援計画」(H26 都教委)をご参照ください。

東京都教育委員会「個別の教育支援計画」

https://www.kyoiku.metro.tokyo.lg.jp/school/document/special_needs_education/current_plan.html



令和 年度作成

学校生活支援シート

(個別の教育支援計画)

支援と思いをつなぎ、豊かな学校生活をおくるために

学校と保護者が連携して作成しましょう

子どもには一人一人様々な個性があり、豊かな可能性があります。
幼児期から小・中学校の学齢期において実施されてきた支援に関する必要な情報を
お子さんへの支援が適切にならないようにするために、このシートを作りました。
お子さんに必要な支援や配慮について、学校と保護者、そしてお子さん自身の希望も
に考えていきましょう。

八王子市教育委員会

フリガナ		性別○	学年・組
氏名		男・女	
学校		校長名	
備考			

つながり

○教員(学校)と保護者をつなぐ
○必要な指導や支援の手だてをつなぐ
○本人及び保護者の思いをつなぐ
○子どもに関わる人と人をつなぐ

○学校が、本人及び保護者と共に作成できるシートです。
○このシートを通じて、入学や進級、進学期の一貫した引き継ぎを行うことができます。

安心(引き継ぎの充実)

～学校生活支援シート(個別の教育支援計画)を記入される皆さんへ～

学校生活支援シート(個別の教育支援計画)は、就学前機関からの引継ぎ後の計画を立てることによって学校での具体的な生活をイメージし、中学校への進学から学校卒業後の進路へと、支援や指導を確実に引き継ぎ、対象となる児童・生徒への支援が途切れないようにしていくための取組です。必要な支援や配慮について、保護者の方やお子さん自身の希望も詰め、書き進め、安心感や信頼感をライフステージを通じて継続できるようにしましょう。

作成のためのヒント～

できるだけ伝えたい、知ってほしいことを次の(1)～(4)のポイントを参考に記入しましょう。

- 児童・生徒のよいところ、伸びたところ、できること、得意なこと、好きなことなど、生活を良好に送るためのヒントになること。
- 児童・生徒が苦手なこと、困ってしまったときの対応方法など、配慮が必要なこと。
- 在籍校・学校、家庭で楽しく過ごすために工夫していることや大切にしていること。
- 児童・生徒のよりよい成長のために、次年度もしくは進学にあたり引き継ぎたいこと。

～学校生活支援シート(個別の教育支援計画)の活用について～

学校内での学年の引き継ぎや進学の際、指導の引き継ぎは各学校や担当の教員が行っていますが、保護者の方が新しい担任や学校との面談等でお子さんの様子についてお話をする際に、この学校生活支援シートを示すことで、以前のお子さんの様子やこれまでの支援の歩みより理解してもらいやすくなります。病院や相談センター等への相談で、このシートの内容を話し合いを進めるなどの活用も考えられます。

学校生活支援シートには、個人情報が多く含まれます。保管には十分ご注意ください。

表

中

この「学校生活支援シート(個別の教育支援計画)」は、お子さんの学校生活を充実したものにするため、保護者と学校、関係する様々な立場の人が、お子さんをどのように支えていくか話し合い、記録していくものです。
お子さんの成長やよい影響のあったかわり方、支援の仕方等を振り返り、担任や医療等の支援機関との相談の際にご活用ください。

1 学校生活への期待や成長への願い

こんな学校生活がしたい、こんな子ども(大人)に育ってほしいなど

本人から	
保護者から	

2 現在のお子さんの様子

※就学支援シートが参考になります。
好きなこと、得意なこと、頑張っていること、苦手なこと、不安なこと、気を付けていることなど

3 支援の目標

学校でできること 学校の指導・支援	家庭でできること 家庭の取組

4 支援機関の支援

在籍番	年度	年 組	担任名
学 校	年度	年 組	担任名
	年度	年 組	担任名
	支援機関:	担当()	
	支援内容:		
	支援期間:	平成 年 月 日から 年 月 日まで	連絡先
	支援機関:	担当()	
	支援内容:		
	支援期間:	平成 年 月 日から 年 月 日まで	

5 内委員会・支援会議等の記録

月 日	参加者	協議内容・引継事項等
～ :		
年 月 日	参加者	協議内容・引継事項等
: ~ :		
平成 年 月 日	参加者	協議内容・引継事項等
: ~ :		
平成 年 月 日	参加者	協議内容・引継事項等
: ~ :		

6 成長の様子

7 来年度への引き継ぎ

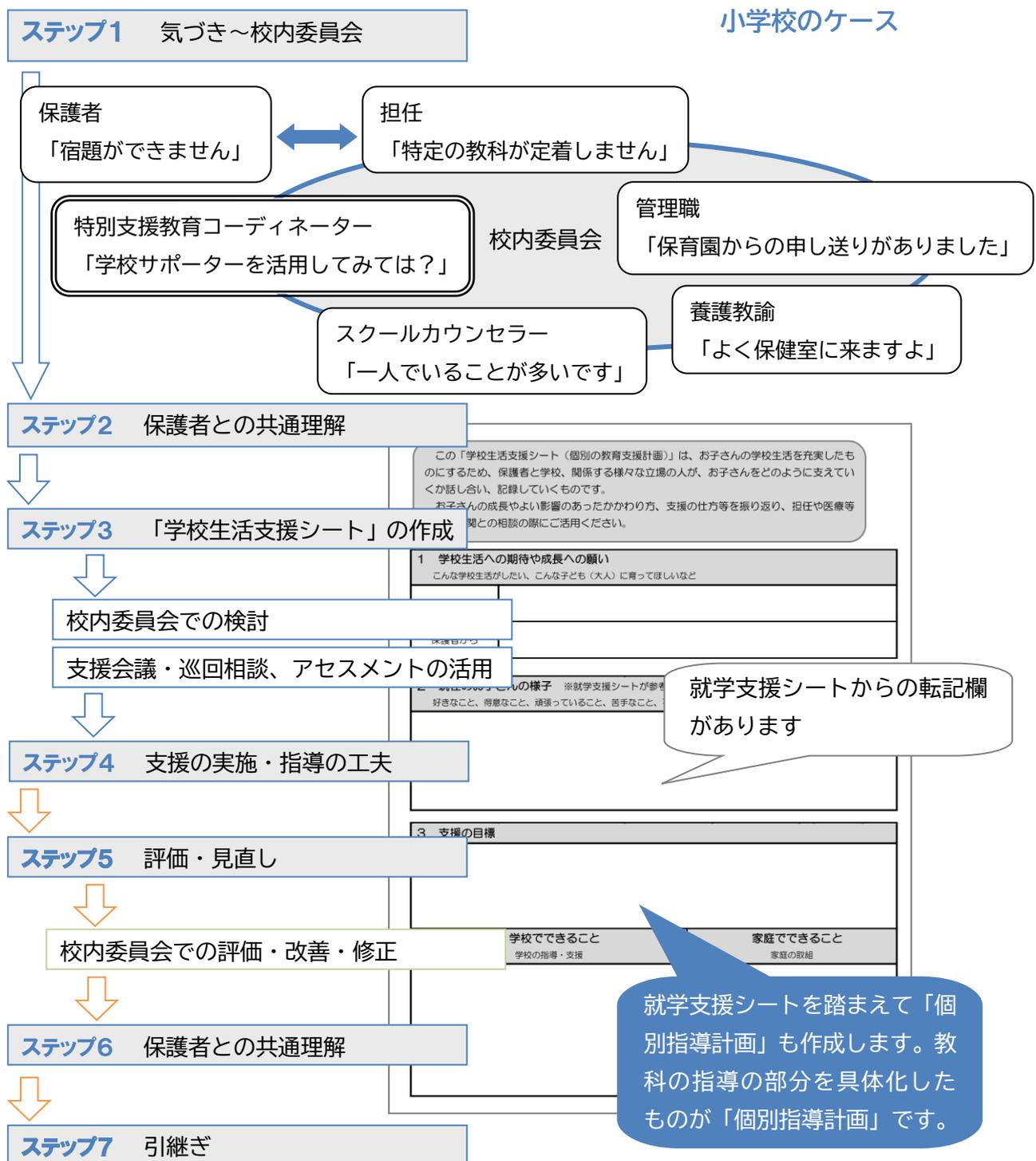
このシートの内容について確認しました。
平成 年 月 日 保護者氏名 _____

学校が保護者や関係機関と連携してつくりましょう

学校生活支援シートを作成すると、子ども本人や保護者のニーズ、学校での指導・支援などをスムーズに引き継ぐことができます。その上、学校と保護者以外に関係されている方々（教育センター、病院、療育センター、保健・福祉関係）とのネットワークにも役立ちます。

学校が中心となって、保護者の皆さんとともに、子どもたちのためにしっかりと作成していきましょう。

学校生活支援シートの作成・活用のステップ



6 個別指導計画

幼児・児童・生徒一人一人の教育的ニーズに対応して、指導目標や指導内容・方法を盛り込んだ指導計画です。例えば、単元や学期、学年等ごとに作成され、具体的目標や指導内容、指導方法等を示したものです。様式は、都や八王子市教育委員会で作成していますが、学校独自の様式でも可能です。

※「連携型個別指導計画」…巡回指導教員と在籍校の学級担任、教科担任等との連絡・連携を図るため、令和4年度（2022年度）より新たに導入しました。

- **学習指導要領**では特別支援学校、特別支援学級（通級含む）、特別支援教室の児童・生徒には、全員が個別の教育支援計画と合わせて個別指導計画の作成対象とされています。
- 通常の学級に在籍し、特別な支援を受けている児童・生徒や就学支援シートが提出された児童についても作成・活用が求められています。
- 作成にあたっては保護者の希望なども聞き取りながら、実現可能な目標を設定します。
- 児童・生徒の状態により、学期に1回程度、評価と内容を見直します。
- 東京都教育委員会では、学校向けに個別指導計画作成支援ソフトを公開しています。簡単な操作で、ヒントや支援案が自動表示され、個々の児童・生徒にあった計画を作成することができます。

作成年月日 _____ ○○区立○○小学校

個別指導計画（学期用）

氏名	性別	在籍学級	担任氏名
本人・保護者の願い			
本人	本人、保護者の希望や願いを日頃から把握しておく。気になる児童・生徒については、面談等を利用して率直な願いを聞き、多くの情報を得て、手立てを考える材料とする。		
保護者			
児童・生徒の実態と目標	支援のヒント／対応例	指導の手だてと評価	
学習	児童・生徒の日常生活や学習の中で、担任又は本人が課題と感じていることを「実態」として記入する。課題と感じている実態を的確にとらえないと、目標や具体的な手だてを導き出すことができないので、担任の細かな観察が必要である。	「実態と目標」に対して、関係者のこれまでの対応等を参考にしながら、対象児童・生徒にとって有効と思われる支援のヒントや具体例を記入し、具体的な指導の手だてを考える材料とする。支援のヒントとしては、言葉かけの仕方、補助の仕方、課題提示の仕方、教材・教具の工夫、教室環境（座席等）の整備の工夫に加え、学習集団、ティームティーチング、個別指導、専門家との連携、校内体制の工夫等がある。	
全身運動・手指の動作	「目標」には、その「実態」の要因と考えられることを記入する。記入に当たっては、「やらないのではなく、できないのでは」、「本人が一番困っている」等の視点から行うことが大切である。	「児童・生徒の実態・目標」をもとに記入した「支援のヒント・対応例」をもとに、学校・学級の体制等を考慮しながら、具体的な指導の手だてを記入する。また、学期の終了時には、その手だてが有効であったかを、すぐ下の「評価」の欄に記入する。	
生活			
対人関係	学級の担任として、LD・ADHD・高機能自閉症等の児童・生徒を学級集団の中で、どう育てていくか、また、お互いを尊重し合えるような学級全体の意識をどう育てていくかという視点で、具体的な手だてを考えていく。		
学級経営		本人・保護者の願いを共通理解した上で、学習活動又は学校生活の中にどう位置付けていくかを考えて設定する。このとき、教科等の一般的な目標を記入するのではなく、およそ一学期内で達成できる学習及び生活面の目標を児童・生徒の実態に応じて具体的に設定する。	
学期の目標			

作成のヒント

- ① 長所活用型の指導
 - ・長所を活用した指導を工夫する。
- ② 未来志向型の指導
 - ・解決のゴールをイメージする。
- ③ その他
 - ・うまくいっている時の理由の分析が大切。

計画の実施にあたって

- ・学びやすい環境 & 課題設定（構造化）
- ・指導の手だては、やりながら工夫（指導と評価の一体化）
- ・一人で抱えこまない

Ⅲ 障害と特別支援教育

1 障害と手帳

障害者手帳とは・・・

障害のある人がその種類や程度に応じて取得できる手帳です。一般的には愛の手帳（療育手帳）、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳の総称を障害者手帳と言ひ、取得によって就職時に障害に応じた配慮が受けられたり、税金面の控除や医療費助成が受けられます。

都立特別支援学校への就学や進学を希望する場合も基本的には手帳の取得が必要です。

■愛の手帳（療育手帳）

「愛の手帳」は、東京都における知的障害のある方に交付される手帳のことです。国の制度では「療育手帳」といいます。東京都愛の手帳交付要綱で定められている判定基準に該当する方に、障害の程度によって1度から4度の区分で交付されます。この手帳を持つことで各種の手当や制度を活用することができます。再判定は本人が満3才、6才、12才、18才になったときです。

18歳未満の方の申請窓口は児童相談所、18歳以上の方の申請窓口は、心身障害者福祉センターです。

障害は程度により、1～4度に区分され、優遇措置の利用範囲が異なります。また、交通機関（JR・民営鉄道・旅客船など）の運賃割引制度の種別としては、第1種、第2種と表示されます。

《参考》

- 1度（最重度） I Qが概ね19以下
- 2度（重度） I Qが概ね20～34
- 3度（中度） I Qが概ね35～49
- 4度（軽度） I Qが概ね50～75

※障害の程度は、知能指数（IQ）だけでなく総合的に判定されます。

第1種（1・2度の方）

第2種（基本的に3・4度の方）



愛の手帳

優遇措置（例）

各種手当の支給、交通機関の運賃の割引、公共料金の減免、税金の減免、緊急一時保護障害年金等

令和2年（2020年）10月1日以降の申請分から手帳の様式を従来の紙様式とカード様式のどちらかを選べるようになりました。

申請窓口（18才未満） 東京都八王子児童相談所

施設名	住所	電話
東京都八王子児童相談所	台町 3-17-30	624-1141

■身体障害者手帳

身体に障害のある方がいろいろな支援を受けるために必要な手帳です。身体障害者福祉法に定める障害の種類や程度に該当すると認められた場合に交付されます。手帳の等級は1級（最重度）～6級（軽度）です。

障害部位としては、視覚障害／聴覚障害／平衡機能障害／音声・言語又は、そしゃく機能障害／肢体不自由（上肢、下肢、体幹、乳幼児以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（上肢、移動）／内部機能障害（心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害、肝臓機能障害）があります。

身体障害者手帳所持の方は等級や種別、年齢などによって、さまざまな福祉サービスを受けることができます。

★八王子市は平成27年4月に中核市に移行しました。これに伴い、これまでは東京都が交付していた身体障害者手帳を八王子市が交付することとなり、手帳のカバーの色も小豆色（赤茶色）から藤色（紫色）に変わりましたが、これまでの手帳も変わらずにお使いいただけます。

今後新たに手帳を取得される方や、障害の種類や程度などの変更手続等を行った方には、八王子市が交付する身体障害者手帳（藤色）を交付します。

なお、すでに身体障害者手帳（小豆色）をお持ちの方は、今お持ちの手帳を継続して使えますので、変更等の手続は不要です。

申請に必要な書類等や身体障害者手帳を申請するための診断書を作成できる身体障害者福祉法第15条の指定を受けている医師の一覧は障害者福祉課のHPからダウンロードできます。

<https://www.city.hachioji.tokyo.jp/kurashi/welfare/005/003/001/p004176.html>

申請窓口 障害者福祉課 電話 620-7245



■精神障害者保健福祉手帳

精神障害のある方がいろいろな支援を受けるために、一定の障害にあることを証明する手帳です。

精神疾患と日常生活や社会生活での障害の状態の両面から総合的に判断され、手帳の等級は1～3級まであります。

申請窓口 障害者福祉課 電話 620-7245

副籍

2 副籍制度（交流及び共同学習）

副籍とは…

都立特別支援学校の小・中学部に在籍する児童・生徒が、居住する地域の区市町村立小・中学校及び義務教育学校（地域指定校）に副次的な籍（副籍）をもち、直接的な交流や間接的な交流を通じて、居住する地域とのつながりの維持・継続を図る制度のことです。平成27年度入学から、原則として、都立特別支援学校の小学部、中学部に在籍する全ての児童・生徒が副籍をもつことになりました。

現在八王子市では、都立八王子西特別支援学校など7校の特別支援学校との副籍交流を実施しています。

●交流活動の創意工夫のポイント

- ・子ども一人一人の「心が育つ」交流
- ・無理なく「続けることが出来る」交流
- ・お互いの「顔が見える」交流
- ・将来への「希望がもてる」交流



●交流の種類と方法

- ・間接交流…学校便り等の交換、学校行事の案内の交換、作品や手紙の交換 等
- ・直接交流…学校行事への参加、教科等における交流及び共同学習

(※直接交流は、保護者が付き添うことが原則です。また、在籍校で授業を受けることが一番大切なことですので、交流の内容や回数は、児童・生徒の様子、両校の状況を考慮して進めます。)

※八王子市では毎年小・中学校及び義務教育学校や保護者を対象とした副籍事業報告会を開催しています。 参考：「副籍ガイドブック」（平成26年3月 東京都教育委員会）

3 障害と特別支援教育

子どもたちの能力は、一人一人違います。障害名だけで指導方法が決まるということはありません。

発達障害のある児童・生徒については、時間の経過により診断名が変わることもあるようです。見立てた医師によっては、前についた診断名と異なる診断名を告げることがあるかもしれません。また、障害があるかも知れないけれど、これまで医療機関にかかってこなかったという子どもたちもいます。

障害名から特性を理解することは必要ですが、その他のアセスメントによって、その子どもの特性を理解することはもっと大切です。以下に書かれている「障害名」や解説は、東京都教育委員会発行の「就学相談の手引（令和5年度版）」を参考にしました。特別支援学級や特別支援学校については「学校・学級等の種別と就学相談」の項をご覧ください。

① 視覚障害

視覚障害とは、視機能の永続的低下により、学習や生活に支障がある状態を言います。視機能が低下していても、それが何らかの方法若しくは、短期間に回復する場合は視覚障害とは言いません。

視機能には、視力（遠方・近方）、視野に加え、光覚（暗順応・明順応）、色覚、屈折・調節、眼球運動、両眼視（立体、遠近）、両眼運動があり、視覚障害とは、視力障害、視野障害、色覚障害、光覚障害、明順応障害、暗順応障害などを言います。教育上、特別な配慮を必要とする視覚障害には、両眼ともに視機能が低下していること、現状以上の視機能の回復が望めないことといった条件が伴うことに留意する必要があります。

《視覚障害の分類》

視力障害：一般的に、両眼で見た場合の遠見の矯正視力が0.3程度まで低下すると、黒板や教科書の文字や図などを見るのに支障をきたすようになり、教育上特別な支援や配慮が必要になります。

視野障害：視野とは、正面を見ている場合に、同時に上下左右など各方向が見える範囲のことです。この範囲が、周囲の方から狭くなって中心付近だけが残ったものを求心性視野狭窄と言ひ、逆に周囲は見えるが中心部だけが見えない場合を中心暗点と言ひます。

光覚障害：光覚障害には、暗順応障害と明順応障害があります。暗順応とは、薄暗い光の中で次第に目が慣れる現象です。暗順応障害とは、目が慣れるのに著しく時間がかかり、暗いところではほとんど見えず、夜道を歩くのに困難を感じる状態です。

明順応障害は明るいところで目が慣れにくく見えにくい状態です。

《視覚障害の児童・生徒が抱える困難さ》

動作の模倣、文字の読み書き、物事の確認、移動の困難、相手の表情がわからないことによるコミュニケーションの困難、情報の不足による行動の制限。

《教育上の配慮》

- ・ 拡大教材の活用（字体、文字サイズ、行間等の配慮）
- ・ 視覚補助具の活用（単眼鏡、拡大読書機等）

視覚障害特別支援学校の対象

両眼の視力がおおむね0.3未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度なもののうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの。



都立八王子盲学校

② 聴覚障害

聴覚障害とは、聴覚機能の永続的低下と環境との相互作用で生じる様々な問題の総称です。

聴覚障害には様々な病態が含まれますが、聴覚機能とその代表的な機能低下である難聴およびその代償手段についての医学的側面において捉える必要があります。また、聴覚機能の低下が乳幼児期に生じると言語発達やコミュニケーション技能上や学習の習得や社会参加に種々の課題を生じる一因となり得ます。

よって、聴覚障害のある児童・生徒たちには、できるだけ早期から適切な対応を行い、音声言語はじめその他の多様なコミュニケーション手段を活用して、その可能性を最大限に伸ばすことが大切です。

《障害の分類》

感覚器官のどの部位に原因があるかによって、音が小さく聞こえる伝音難聴とひずんで聞こえる感音難聴に分けられます。また、感音難聴を末梢神経性（迷路性又は内耳性）難聴と中枢神経性（後迷路性）難聴に分けることもあります。伝音難聴と感音難聴が併存するものを混合性難聴と言います。

障害の程度によって軽度難聴、中等度難聴、高度難聴、最重度難聴、オージオメータの測定値による聴力型により水平型、低温障害型、高音障害漸傾型、高音障害急墜型、d i p型に分類できます。

聴覚障害特別支援学校の対象

両耳の聴力レベルがおおむね60デシベル以上のもののうち、補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが不可能または著しく困難な程度のもので、

⇒ 都立立川学園

通級（難聴学級）による指導の対象

補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが困難な程度のもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの。

⇒ 難聴学級（いずみの森義務教育学校）

「一部特別な指導を必要なもの」とは、障害を改善・克服するための特別な指導や教科の補充指導が部分的・継続的に必要な児童・生徒を指します。

③ 肢体不自由

肢体不自由は、身体の動きに関する器官が、病気やけがで損なわれ、歩行や筆記などの日常生活動作が困難な状態を言います。肢体不自由の程度は一人一人異なっているため、その把握にあたっては、学習上または生活上どのような困難があるか、それは補助的手段の活用によってどの程度軽減されるのか、といった観点から行う必要になります。また医学的には、障害の発生の原因にかかわらず、四肢体幹に永続的な障害があるものを肢体不自由と言います。

- ① 形態的側面：先天性のものと、生後の事故等によるものがあります。
- ② 機能的側面：中枢神経の損傷による脳性まひを中心とした脳原性疾患が多くみられます。この場合、肢体不自由の他に知能の発達の遅れなど、種々の随伴障害を伴うことがあります。また、脊髄と関係のある疾患として、二分脊椎等があります。二分脊椎は、主として両下肢と体幹の運動と知覚の障害、直腸・膀胱の障害がみられ、水頭症を伴うことがあります。さらに、末梢神経の疾患による神経性筋萎縮があり、筋固有の疾患として、進行性筋ジストロフィーなどがあります。

《障害の状態の把握》

- 医学的側面から…既往・生育歴（出生月齢、出生時体重、出生時の状態、障害の発見）、乳幼児期の発達状況（頸のすわり、寝返り、座位・立位保持、独歩、物の握り等）、就学前の療育歴、かかりつけ医療機関等
- 心理学的・教育的側面から…身体健康と安全（睡眠、排泄、食事の状態やリズム）、姿勢、基本的生活習慣（食事、排泄、衣服の着脱等の自立の程度）、運動・動作（手の操作性、手指の巧緻性、補助具の必要性、代替教材の必要性）、意思の伝達能力、感覚機能の発達、知能の発達、情緒の安定、社会性の発達
- 障害が重い児童・生徒には…健康状態の安定、体重、骨折や感染症への配慮、てんかん発作の状況、経管栄養・痰吸引等医療的ケアの配慮の必要性

肢体不自由特別支援学校の対象

- 1 肢体不自由の状態が補装具によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの。
- 2 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないもののうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの。



都立八王子東特別支援学校、都立多摩桜の丘学園

※「不可能」と「困難」の違いについて

「不可能」とは、筆記や歩行等の運動・動作がまったくできない状態。「困難」はたとえ可能であっても同年齢の児童・生徒に比較してその速度や正確さまたは持続性の点で実用性に欠け、学習活動や移動等に支障が見られる状態を言います。

④ 知的障害

知的障害とは、知的機能の発達に明らかな遅れと、適応行動の困難性を伴う状態が、発達期に起こるものを言います。

「知的機能の発達に明らかな遅れ」とは

知的機能とは、認知や言語などに関係する機能ですが、その発達に明らかな遅れがあるということは、精神機能のうち、情緒面とは区別される知的面に、同年齢の児童・生徒と比較して平均的水準より有意な遅れが明らかであるということです。

「適応行動の困難性」とは

適応行動の困難性があるということは、適応能力が十分に育っていないということであり、他者との意思の交換、日常生活や社会生活、安全、仕事、余暇利用などについて、その年齢段階に標準的に要求されるまでには至っていないということです。そのため、困難性の有無を判断するには、特別な援助や配慮なしに、同じ年齢のものと同様にそうしたことが可能であるかどうかが大切になります。

知的障害特別支援学校の対象

- 1 知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの。
- 2 知的発達の遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないもののうち、社会生活への適応が著しく困難なもの。



都立八王子特別支援学校、都立八王子西特別支援学校、都立多摩桜の丘学園

知的障害特別支援学級（固定級）の対象

知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通に軽度の困難があり、日常生活を営むのに一部援助が必要で、社会生活への適応が困難である程度のももの。



第一小、第二小、第五小、いずみの森義務教育学校（前期）、第七小、中野北小、高倉小、宇津木台小、横山第一小、散田小、長房小、元八王子小、横川小、川口小、陶鎔小、由井第三小、長沼小、七国小、東浅川小、宮上小、秋葉台小、別所小、愛宕小、長池小（24校）
第一中、第二中、いずみの森義務教育学校（後期）、第四中、長房中、櫛田中、元八王子中、檜原中、由井中、打越中、七国中、陵南中、由木中、松が谷中、宮上中、別所中（16校）

知的障害学級の対象は、その年齢段階に標準的に要求される機能に比較して、他人との日常生活に使われる言葉を活用しての会話はほぼ可能であるが、抽象的な概念を使った会話などになるとその理解が困難な程度を指します。例えば時間の概念が入ってくると理解できなかつたり、比較的短い文章であっても全体的な内容を理解して短くまとめて話すなどが困難であったりする状態です。同時に、生活面で求められる食事、衣服の着脱、排泄、片付けなどはほとんど支障のない程度です。

⑤ 病弱（身体虚弱）

「病弱」という言葉は医学用語ではありません。身体または心の病気のために、継続して又は繰り返し医療又は生活規制（生活管理）を必要とする状態を示します。

《病弱教育の対象となる疾患》

気管支喘息、腎臓疾患、心臓疾患、糖尿病、悪性新生物、血液疾患、肥満症、アトピー性皮膚炎、骨格疾患、心身症など。

病弱特別支援学校の対象

- 1 慢性の呼吸器疾患、肝臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの。
- 2 心身虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの。



都立光明学園

⑥ 言語障害

言語障害は、言語情報の伝達及び処理過程における様々な障害を包括する広範な概念です。

その状態像としては、「社会の一般の聞き手にとって、言葉そのものに注意がひかれるような話し方をする状態及びそのために本人が社会的不都合をきたすような状態」であると言えます。言語機能の成立に関わる要素は広範で、運動機能や思考、社会性の発達などと関わりも深いため、言語障害を単一の機能障害として定義することは困難です。

《言語障害の分類》

- 耳で聞いた特徴に基づくもの：発音の誤り、吃音等
- 言葉の発達という観点から：話す、聞く等、言語機能の基礎事項の発達の遅れ（言語発達遅滞）や偏り
- 原因又は伴っている病気の観点から：口蓋裂、脳性まひ、聴覚障害等による言葉の異常

《障害の状態の把握》

小・中学校及び義務教育学校の通級指導の対象として適切なものは、構音障害や話し言葉の流暢性の障害等です。

- 構音障害…話し言葉の使用において「さかな」を「たかな」、「たいこ」を「たいと」のように一定の音をほぼ習慣的に誤って発音する状態を指します。
- 話し言葉の流暢性…言葉のつまづき、リズムの崩れ、反復などが十分でなかったり、緊張すると音声が出にくかったりするような状態です。早口言語症、吃音等を言います。
- 言語機能の基礎的事項の発達や偏り…言語の発達が全体として他の児童・生徒に比べかなり遅れている状態。言語環境の希薄さから来ることもあります。多くの場合、知的障害、脳性まひ（肢体不自由）、情緒障害、聴覚障害などを合わせ有しています。

《言語障害の特性》

- ・環境との相互作用が強い障害であること…周囲の人との相互作用についても参考とする必要があります。
- ・見逃されやすい障害であること…日常生活や教科の学習への影響が少ないと思われがちです。
- ・医療との関連が深いこと…口蓋裂など
- ・発達的な観点を重視する必要があること…対象児童・生徒の発達の状態を適切に把握すること。

通級指導学級の対象

口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のあるもの、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のあるもの、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがあるもの、その他これに準ずるもの（これらの障害が主として他の障害に起因するものではないものに限る）で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの。



ことばの教室（第四小、いずみの森義務教育学校、上壱分方小、柏木小）

⑦ 自閉スペクトラム症 (*Autism Spectrum Disorder*)

自閉スペクトラム症（自閉症スペクトラム）とは、①他人との社会的関係の形成の困難さ ②言葉の発達の遅れ ③興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする発達の障害です。その特徴は3歳くらいまでに現れることが多いですが、小学校年代まで問題が顕在化しないこともあります。

《障害の状態の把握》

自閉スペクトラム症は以下のような特徴によって規定されています。

- ・人への反応や関わりの乏しさなど、社会的関係の形成に特有の困難さがみられる。
- ・言葉の発達に遅れや課題がある。
- ・興味や関心が狭く、遅くとも3歳くらいまでに症状が現れる。

これらの特徴は、軽い程度からきわめて重い程度まで見られ、児童・生徒個々の状態像も多様です。また、多くの場合知的障害も併せ有しています。

《行動に見られる特性》

- 対人関係…視線が合わない、名前を呼んでも振り向かない、人への関わりや人からの働きかけに対する反応が乏しい
- 言語…重度であれば言語の獲得は困難であり、わずかな表出言語があっても意思の伝達には至らないことが多くあります。一方で知的に遅れのない場合は、一見しただけでは障害があることがわからないほど話すことができることもあります。

言葉の使用に特異さがあり、即時反響言語（エコラリア）、遅延反響言語（聞き覚えの機械的繰り返し）あるいは独り言があります。それらは伝達機能を持ちませんが、その子をよく理解する者には言葉のもつ意味が適切に理解できる場合があります。例えばジュースが欲しくなると「ジュース欲しいの?」と他者から聞かれるようなイントネー

ションで話したり、絵を描いたときに「上手ね」と褒められると、後日絵を描きたいときに「じょうず、じょうず」と訴えたりします。

- 同一性への固執…いわゆるこだわりとして現れるもの。ある行動を同一パターンで繰り返す（順番通りにやらないと気がすまない、特定の食器のみ使う、場所にこだわる）、環境の変化に適應できない（入学、進級、転居）、特定の物事に興味関心が集中しそれに関する高い知識や技能を取得することがある（漢字、カレンダー、乗り物）、感覚刺激への反応（聴覚・触覚・味覚・臭覚等に対する過敏さ）、食生活の偏り、自傷等。

通級指導学級について

「情緒障害等通級指導学級」においては、平成18年（2006年）3月の学校教育法施行規則の一部改正により、新たに通級による指導の対象となった学習障害者及び注意欠陥多動性障害者と情緒障害者から分離された自閉症者についても対象とし、「**情緒障害等通級指導学級**」として学級編制を行っています。八王子市では令和2年度（2020年度）から全小・中学校及び義務教育学校に導入された**特別支援教室**において、知的障害を伴わない自閉スペクトラム症が指導対象となっています。

特別支援教室の対象

自閉症又はそれに類する障害のために、通常の学級における授業におおむね参加できるものの、対人関係、行動上の問題の改善のための特別な指導や教科書指導の補充などを一部必要としているもの。

※特別支援教室を利用する児童・生徒の就学・進学先は小・中学校及び義務教育学校の通常学級です。

⑧ 情緒障害

情緒障害とは、状況に合わない感情・気分が持続し、不適切な行動が引き起こされ、それらを自分の意思ではコントロールできないことが継続し、学校生活や社会生活に適應できなくなる状態を言います。

《障害の状態》

- 場面緘黙…一般に、発声器官等に明らかな障害がないものの、心理的な要因によって、特定の状況（家族や慣れた人以外の人や家庭以外の場所など）で音声や言葉を発せず、学業等に支障のある状態。
- 不登校…情緒障害教育の対象としての不登校は、心理的、情緒的理由により登校できず家に閉じこもっていたり、家を出ても登校できない状態。また、本人は登校しなければならないことを意識しており、登校しようとするができないという社会的不適應になっている状態。
- その他…偏食、夜尿、指しゃぶり、爪かみなどの状態によって、集団生活への適應が困難である場合。

※広義の情緒障害に含まれる非行はここでいう情緒障害の対象にはなっていません。

特別支援教室の対象

主として心理的な要因による選択制かん黙等があるもので、通常の学級での学習が概ね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの。

※特別支援教室の対象となる児童・生徒の就学・進学先は小・中学校及び義務教育学校の通常学級です。知的な遅れを伴う場合は、特別支援学級の対象となります。

⑨ 学習障害 (*Learning Disabilities*)

学習障害とは、基本的には全般的な知的発達に遅れはないのに、聞く、話す、読む、書く、計算するまたは推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しく困難を示す様々な状態を言います。学習障害は、その原因として中枢神経系に何らかの機能障害があると推定されますが、視覚障害、聴覚障害、知的障害、情緒障害などの障害や環境的な要因が直接的な原因となるものではありません。

《学習障害の特性》

- 見逃されやすい障害…障害そのものの社会的認知が十分でなく、また、一部の能力の習得と使用に困難を示すものであるため、単に学習が遅れているかあるいは本人の努力不足によるものとみなされることがあります。
- 指導の形態…通常の学級における学習に参加できるものの、個々の障害の状態に応じた配慮が必要な場合や、特別の場において特別な指導が必要になる場合があります。
- ほかの障害との重複がある場合が多いこと…注意欠陥多動性障害を併せ有する場合や一部の自閉スペクトラム症と近接している場合があります、個々の児童・生徒に応じた対応が必要です。
- 他の事項への波及…ソーシャルスキルやコミュニケーション能力を発揮したり、対人関係を形成したりする際に様々な困難が生じる場合があります。

《障害により困難を示す領域》

- 聞く：他人の話をもとに正しく聞きとって、理解すること。
- 話す：伝えたいことを相手に伝わるように的確に話すこと。
- 読む：文章を的確に読み、理解すること。
- 書く：文字を正確に書くこと、筋道立てて文章を作成すること。
- 計算する：暗算や筆算をすること、数の概念を理解すること。
- 推論する：事実をもとに結果を予測したり、結果から原因を推し量ったりすること。

特別支援教室の対象

「学習障害者」

全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示すもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの。

※特別支援教室を利用する児童・生徒の就学・進学先は小・中学校及び義務教育学校の通常学級です。

⑩ 注意欠如多動症 (*Attention-Deficit/Hyperactivity Disorder*)

注意欠如多動症（注意欠陥多動性障害ともいいます）とは、年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、または衝動性・多動性を特徴とする障害であり、社会的な活動や学校生活を営む上で著しい困難を示す状態を言います。通常12歳以前に現れ、その状態が継続するものであるとされています。原因としては、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定されます。

一定程度の不注意、衝動性または多動性は、発達段階の途上においてはどの児童・生徒にも現れ得るものです。しかしこの障害は不注意、衝動性または多動性の状態が継続し、かつそれらが社会的な活動や学校生活を営む上で著しい困難を示す程度の状態を指します。

《注意欠如多動症の特性》

- 見逃されやすい障害であること…障害そのものの社会的認知が十分でなく、また、この障害でない児童・生徒においても不注意や衝動性、多動性の状態を示すことがあることから、故意に活動や課題に取り組むことを怠けている、自分勝手な行動をしているとみなされてしまうことがあります。そのためこれらの振る舞いが障害に起因しており、その特性に応じた指導・支援の必要性が見逃されてしまうことがあります。
- ほかの障害との重複がある場合が多いこと…学習障害や高機能自閉症を併せ有するケースが多く、その程度や重複の度合いも様々なので、個々の児童・生徒に応じた対応が必要です。
- 他の事項への波及…ソーシャルスキルやコミュニケーション能力を発揮したり、対人関係を形成したりする際に様々な困難が生じる場合があります。

《注意欠如多動症の具体的な状態の把握》

- 不注意：気が散りやすい、注意を集中させ続けることが困難、大切なことも忘れやすい
- 多動性：じっとしてられない、落ち着いて活動や課題に取り組むことが困難、過度に手足を動かしたりおしゃべりをしてしまう
- 衝動性：話を最後まで聞いて答えることや順番を守ることが困難、他人の行動を遮ってしまう

特別支援教室の対象

「注意欠如多動性障害者」

年齢又は発達に不釣り合いな注意力、又は衝動性・多動性が認められ、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの。

※特別支援教室を利用する児童・生徒の就学・進学先は小・中学校及び義務教育学校の通常学級です。



4 発達検査・知能検査

■ 検査の意義

発達検査は、主として乳幼児期の子どもの発達を把握するために、知能検査は主として幼児期から児童・生徒期にかけて、子どもの知的能力の発達を把握するために用います。

検査は実施すること自体が目的ではありません。子ども本人と保護者が困っていること、悩んでいることを浮き彫りにして、解決に結びつける糸口でなければ意味がありません。

検査をきっかけにして、子どもと保護者が必要な支援を受け、少しでも困っていること、悩んでいることを軽減させることを目指していかなければなりません。よって、検査を実施することが検査を受ける人にとって利益となるためには、検査を実施する側（学校も含

め) が何を明らかにするのかを十分に理解しておくことが重要になります。

■ 検査の種類

ここでは、病院や療育センター、教育委員会の相談等で使われる検査をいくつかご紹介します。

検査はほかにも種類があり、また、お子さんの状態に応じていくつかの検査を組み合わせることもあります。検査から測定される知能指数は、お子さんの年齢や実施時期、環境によって変わることもありますので、数字だけを見るのではなく、専門家からの意見を聞くことが大切です。

《田中ビネー》

2歳から成人まで対象としています。児童相談所で愛の手帳取得のための判断材料に使用する場合もあるようです。知能指数と精神年齢(※)が表示されます。多角的な総合検査法で、年齢基準と結びつけて評価できることが特徴です。

※成人(14歳以上)では、精神年齢を算出しない

《WISC-V》

2021年にWISC-Vが発行され、現在各機関でIVからVへ移行されてきています。Vでは、知覚推理指標が、視空間指標(視覚、空間的な推理、構成能力)と流動性推理指標(物事を柔軟に考えて推理する力、目新しい課題の処理やルールを発見する力)という2つの指標に細分化されました。5つの指標に変更となり、IVよりも包括的な評価をすることが可能になりました。

《WPPSI-III(ウィプシー3)》

就学前の子どもへのアセスメントニーズに対応しており、幼い子供の認知発達の変動性を考慮して、2歳6ヵ月～3歳11ヵ月と4歳0ヵ月～7歳3ヵ月の2部構成になっており、合成得点を構成する下位検査がそれぞれ異なっています。

・2歳6ヵ月～3歳11ヵ月

4つの基本検査から「全検査IQ」「言語理解指標」「知覚推理指標」、5つの基本検査実施でさらに「語い総合得点」を算出することができます。

・4歳0ヵ月～7歳3ヵ月

7つの基本検査の実施から「全検査IQ」「言語理解指標」「知覚推理指標」、10の検査実施で、「処理速度指標」「語い総合得点」を算出することができます。

《K-ABC-II(ケー・エービーシー)》

カウフマン式子ども用心理検査とも言います。18歳までを対象に知能と習得度を測定するものです。

日本版KABC-IIは、日本版K-ABCを継承・発展させた新機軸の心理・教育アセスメント手段であり、認知尺度のみならず、基礎学力を測定できる国内初の個別式習得尺度を備えています。

《新版K式発達検査》

適用年齢は0歳から成人までとされており、主に乳幼児の発達状態を適切に把握するための検査です。問題に回答するというよりは、用具と教示を与え、対象児の行動を観察す

る形式で行われます。検査問題は①姿勢—運動領域、②認知—適応領域、③言語—社会領域に大別されています。

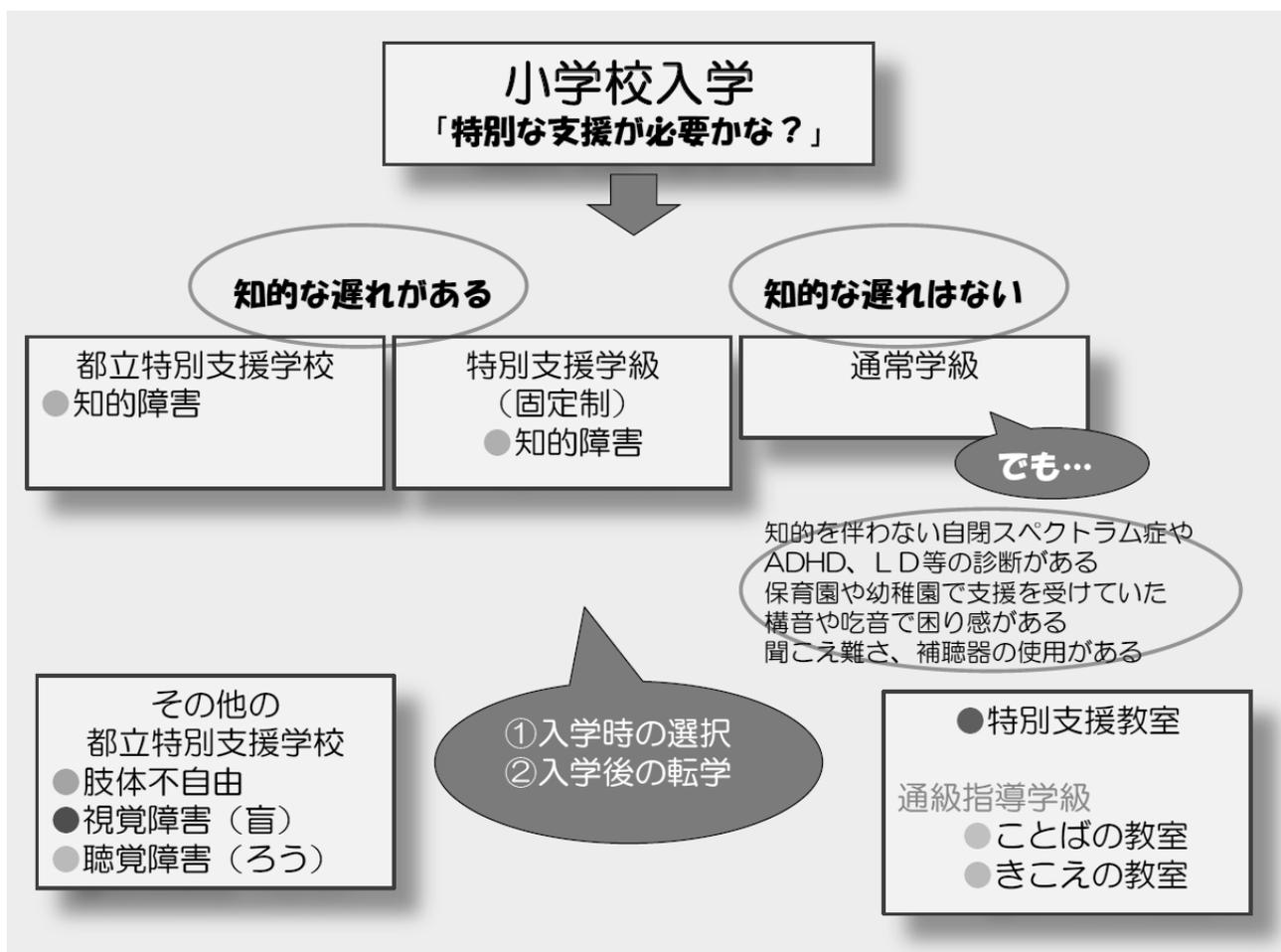
★テスト問題の漏洩防止等の理由から、一般の方が検査用具を取得・購入することはできません。

★知能検査は短い期間で何度も取ること、取り直すことは出来ません。一度受けると、次の検査までは一定期間空ける必要があります。詳しくは医療機関や専門機関でおたずねください。

IV 学校・学級等の種別と就学相談

特別な支援を必要とする児童・生徒が学ぶ学校や学級については、「学校教育法施行令第22条の3」「障害のある児童・生徒の就学について（文部科学省初等中等教育局長291号通知）」及び「通級による指導の対象とすることが適当な自閉症者、情緒障害者、学習障害者又は注意欠陥多動性障害者に該当する児童生徒について（文部科学省初等中等教育局長1178号通知）」に規定されていますが、学習の場を検討する際には児童・生徒の状態等を総合的に判断して、その子の力を最も伸ばしていくことができる環境を考えることが大切です。

なお、特別な支援を必要とする子どもの就学については「学校教育法施行令の一部を改正する政令」が閣議決定され、平成25年（2013年）8月26日付けをもって公布されています。



1 都立特別支援学校

特別支援学校

特別支援学校は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者、または病弱者（身体虚弱者を含む）に対して、幼稚園、小学校、中学校または高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上または生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的としています（学校教育法第72条）。

特別支援学校には、幼稚部、小学部、中学部、高等部、高等部専攻科があり、単一の障害を有する幼児・児童・生徒で構成される一般学級と、複数の障害を有する生徒で構成される重複障害学級があります。また、自宅からの登校が困難でなおかつ重度の障害であったり、病院に長期で入院している場合には、教員が生徒の自宅や病院へ出向いて指導を行う「訪問学級」を置いている学校もあります。

【概要】

- 児童・生徒1人当たりに対する教職員数が普通学校に比べ多く、専門性が高い。
- 一人ひとりの障害特性に応じた特殊な教材、設備がある。
- 学区が広く自力で通学できない児童・生徒が多いので、スクールバスが運行している。
- 校舎は障害児が利用しやすく設計・工夫されている。
- 医療的ケアの必要な児童・生徒も多く、看護師が常駐しているほか、学校によってOT, ST等の配置がある。
- 居住する学区域の小・中学校及び義務教育学校との副籍交流をしている。

種別	学校名	住所	設置学年	電話	
都立特別支援学校	知的障害	八王子特別支援学校	台町 3-5-1	小・中	621-5500
		八王子西特別支援学校	東浅川町 546-1	小・中・高	666-5600
		多摩桜の丘学園	多摩市聖ヶ丘 1-17-1	小・中・高	042-374-8111
		南大沢学園	南大沢 5-28	高等部 職業学科	675-6075
	肢体不自由	八王子東特別支援学校	石川町 3246-1	小・中・高	646-8120
		多摩桜の丘学園	多摩市聖ヶ丘 1-17-1	小・中・高	042-374-8111
	視覚	八王子盲学校	台町 3-19-22	幼・小・中・高	623-3278
	聴覚	立川学園	立川市栄町 1-15-7	幼・小・中・高	042-523-1358
	病弱	光明学園	世田谷区松原 6-38-27	小・中・高	03-3323-8421
	院内	武蔵台学園	府中市武蔵台 2-8-4	小・中	042-312-8115
		府中分教室（院内）	都立小児総合医療センター内		

★八王子市を通学区にしている特別支援学校です。詳細は八王子市教育委員会にお問い合わせください。

※都立特別支援学校では学校公開を実施しています。詳しくは各校のホームページをご覧ください。

※視覚障害と聴覚障害の特別支援学校には通常学級からの通級制度もあります。

《特別支援学校のための就学相談》

特別支援学校の小学部及び中学部への就学・転学を希望されるご家庭は、市内小・中学校及び義務教育学校に在籍する児童・生徒の場合は各在籍校へ、未就学児または他市等からの転入者の場合には、市教育委員会教育指導課（教育センター内就学相談担当：664-7524）へお申し込みください。市の就学相談の後、最終的な決定と学校の指定は東京都教育委員会が行います。受付～決定までに見学・体験等、特別支援学級よりも時間がかかるので、お早めにお申し込みください。

また、次のような場合は通常の就学相談と異なります。詳しくは上記までお問い合わせください。

- 重症心身障害児施設（島田療育センターなどの指定施設）に入所している幼児。
- 特別支援学校（視覚障害及び聴覚障害）の幼稚部に在籍し、在籍校の小学部への就学を希望する幼児。
- 特別支援学校（視覚障害及び聴覚障害）へ通級を希望する児童・生徒。

2 国立・私立特別支援学校

国立大学には、[大学附属の特別支援学校](#)を設置しているところがあります。また、都内には、[私立の特別支援学校](#)もあります。これらの学校は市の就学相談を受ける必要はありません。入学が決まりましたら、入学許可証等を学務課にご提出ください。

《国立大学付属特別支援学校》

学校名	種別・設置学年	住所	電話
東京学芸大学附属 特別支援学校	知的障害 幼・小・中・高	東久留米市氷川台 1-6-1	042-471-5274
筑波大学附属 大塚特別支援学校	知的障害 幼・小・中・高	文京区春日 1-5-5	03-3813-5569
筑波大学附属 桐が丘特別支援学校	肢体不自由 小・中・高	板橋区小茂根 2-1-12	03-3958-0181
筑波大学附属 視覚特別支援学校	視覚障害 幼・小・中・ 高（普・音）専	文京区目白台 3-27-6	03-3943-5421
筑波大学附属 聴覚特別支援学校	聴覚障害 幼・小・中・高・専	千葉県市川市国府台 2-2-1	047-371-4135
筑波大学附属 久里浜特別支援学校	知的障害がある自閉症児 幼・小	神奈川県横須賀市野比 5-1-2	046-848-3441

注）入学条件に通学区域や通学時間が規定されている学校もあります。

《私立特別支援学校》

学校名	種別・設置学年	住所	電話
学校法人 愛育学園 愛育養護学校	知的障害 幼・小	港区南麻布 5-6-8	03-3473-8319
学校法人 旭出学園	知的障害 幼・小・中・高・専	練馬区東大泉 7-12-16	03-3922-4134
学校法人 日本聾話学校	聴覚障害 幼・小・中	町田市野津田町並木 1942	042 -735- 2361
学校法人 手話の学校明晴学園	聴覚障害 幼・小・中	品川区八潮 5-2-1	03 -6380 -6775

3 特別支援学級・特別支援教室

特別支援学級

■知的障害固定学級

知的障害学級は、地域の小・中学校及び義務教育学校に併設されている特別支援学級で、知的な発達に遅れがあり、人との意思疎通に軽度の困難があつて、日常生活で一部の援助が必要な程度の児童・生徒が対象です。

固定学級というのは、特別支援学級に在籍して継続的に指導・支援を受ける学級で、八王子市では知的障害がその対象となっています。

【概要】

- 一人ひとりの能力・個性に応じた学習を小集団の中で行い、基本的な生活習慣を身につけ、具体的な体験を通じた学習をします。
- 児童・生徒の力を伸ばすために、一人ひとりの能力に合った教材で学習します。
- 学校・学年行事への参加のほか、特別支援学級の連合行事、校外活動、通常学級との交流学習などを通じて、生活するための力を付けていきます。
- 所得に応じて特別支援教育就学奨励費の補助（通学費、修学旅行、給食費、学用品等）があります。

小学校の設置状況（令和6年4月現在） 知的障害（固定制）学級設置校 25校

学校名	学級名	住所	電話	学級直通
第一小学校	わかば	元横山町 2-14-3	642-0851	645-0141
第二小学校	こだま	八木町 7-1	623-6318	622-6697
第五小学校	みどり	千人町 3-7-7	661-4327	664-5899
いずみの森義務教育学校（前期）	6組	子安町 2-19-1	642-4206	642-4326
第七小学校	さくら	台町 4-2-1	622-0936	622-5417
中野北小学校	あさひ	中野山王 3-1-1	622-5187	622-9406
高倉小学校	たけのこ	高倉町 67-2	646-8182	646-7344
宇津木台小学校	すぎの子	久保山町 2-18	691-2146	691-2298
横山第一小学校	すみれ	館町 74	661-2402	661-2073

学校名	種別	住所	電話	学級直通
散田小学校	めぶき	散田町 5-23-1	661-4228	なし
長房小学校	なのはな	長房町 340-4	661-2081	666-7552
元八王子小学校	くわのは	式分方町 761	623-0215	623-6651
横川小学校	たんぼぼ	横川町 305	622-8231	622-8233
陶鎔小学校	のぞみ	犬目町 56	623-3220	623-7873
川口小学校	やまゆり	川口町 3675	654-4337	654-8557
由井第三小学校	つくし	小比企町 1201	635-6238	635-3458
長沼小学校	ひまわり	長沼町 707-3	635-9580	636-6271
七国小学校	ひばり	七国 5-27-1	635-2100	635-2230
東浅川小学校	あんず	東浅川町 550-22	665-1538	なし
宮上小学校	こすもす	南大沢 5-10	676-3911	676-3913
秋葉台小学校	のびのび	別所 2-5	676-6133	676-0304
別所小学校	おおぞら	別所 2-44	677-1888	677-3090
愛宕小学校	とちのみ	上柚木 3-20	678-2566	676-0490
長池小学校	つばさ	別所 1-55	677-5120	679-3600
(新設) 第三小学校	かがやき	寺町 29 - 15	623-4211	

中学校の設置状況（令和6年4月現在）知的障害（固定制）学級設置校 17校

学校名	学級名	住所	電話	学級直通
第一中学校	7組	石川町 2957-1	642-1894	646-8304
第二中学校	5組	中野上町 4-28-1	624-2135	626-8119
いずみの森義務教育学校（後期）	6組	子安町 2-18-1	642-4206	642-4266
第四中学校	7組	元本郷町 2-21-1	622-7227	622-1713
長房中学校	5組	長房町 1041-1	664-1480	663-4659
梶田中学校	1組	梶田町 172	665-3473	662-2037
元八王子中学校	8組	大楽寺町 415	624-3201	621-0363
檜原中学校	7組	檜原町 1235	626-1205	626-1240
由井中学校	6組	片倉町 553	642-2148	642-3323
打越中学校	6組	打越町 349-1	645-3046	645-3142
七国中学校	太陽	七国 6-41-1	637-0773	なし
陵南中学校	7組	東浅川町 553-9	665-4711	661-2589
松が谷中学校	5組	松が谷 23	676-3345	677-9391
由木中学校	6組	下柚木 2-34-2	676-8120	676-8283
宮上中学校	1組	南大沢 5-5	676-5571	676-5579
別所中学校	A組	別所 2-28	676-6635	676-6690
(新設) 川口中学校	4組	川口町 2555	654-4328	

●特別支援学級の学級編制

固定学級は、児童・生徒の人数（すべての学年を合わせます）が8人で1学級となります。担任は学級数+1名です。

小学校1年生から6年生までの児童数が12人の場合、8人+4人で2学級。担任は3名（学級数+1人）。授業によって、それぞれの力に合った小集団編成で学習します。

（児童数が2人以下の場合は「少人数学級」と言い、担任は1名です。）

八王子市では、各学級の学級数、児童・生徒数、障害への支援の程度やその他の状況に応じて、教員の補助を行う指導補助員（市費の会計年度任用職員）を配置しています。

特別支援教室

■特別支援教室



東京都では、発達障害（自閉スペクトラム症、注意欠如多動症、学習障害等）の児童・生徒が在籍校にいながら、障害に対しての適切な指導が受けられるよう、都内の小・中学校及び義務教育学校に「特別支援教室」を設置しています。

【特別支援教室の効果】

- 発達障害等における個別指導や小集団指導が在籍校で受けられます。児童・生徒の学力や在籍学級における集団適応能力の伸長が期待できます。
- 在籍学級担任と巡回指導教員が顔を合わせる機会が増えることで連携が緊密になり、指導内容の充実が図られます。
- 教職員や保護者が特別支援教育の指導内容を知る機会が増えることで理解がすすみます。

【拠点校と巡回校】

拠点校：巡回指導教員の勤務する拠点として、それぞれの巡回校を受け持ちます。

巡回校：校内の「特別支援教室」に巡回指導教員が来て、そこで指導が受けられます。

巡回指導教員：先生が児童・生徒の在籍する巡回校に訪問し、各校に設置された特別支援教室で児童・生徒の適応状態に合わせた個別指導や小グループ指導を行います。（適応状態によっては、担任や保護者と相談の上、拠点校による指導を選択する場合があります。）

【概要】

この学級は、知的な発達には遅れがなく、コミュニケーションや一部の学習に関する認知能力に課題があって、通常の学級での学習に参加しながら一部特別な指導を必要とする程度の児童・生徒が対象です。

- 必ずしも医師による診断名が付いていなければ指導が受けられないということではありません。
- 集団での適応に困難性がある児童・生徒に対し、情緒の安定を図りながら、社会性を身に付け、コミュニケーション能力を深め豊かな人間関係を育てるため、断続的な指導を行っています。
- 特定の教科の遅れを取り戻したり補習をするための場ではありません。
- 指導の時間は、週8時間以内と決められており、児童・生徒の適応状態によりその範囲内で指導時間を決めています。

小学校の設置状況（令和6年4月現在） 特別支援教室拠点校 25校

学校名	学級名	住所	電話	学級直通
第二小学校	いちょう	八木町 7-1	623-6318	なし
第三小学校	あおぞら	寺町 29-15	623-4211	625-0141
第八小学校	さくら	石川町 2065	642-0937	648-4661
第九小学校	けやき	中野上町 2-14-1	623-4221	623-4226
船田小学校	やまほうし	長房町 1041-2	664-1482	665-7060
檜原小学校	せせらぎ	檜原町 1287-2	626-1204	626-1245
松枝小学校	みのり	檜原町 601-13	624-3205	なし
由井第一小学校	ほがらか	打越町 348-1	642-4201	656-2258
片倉台小学校	なかよし	片倉町 1318	636-3054	636-3089
高嶺小学校	なないろ	北野台 4-21-1	635-6366	635-6371
浅川小学校	たかお	初沢町 1335	661-0019	667-1571
鹿島小学校	つばめ	鹿島 13	676-5147	なし
松が谷小学校	ひだまり	松が谷 12	676-3341	676-8766
南大沢小学校	みずき	南大沢 4-18	676-5611	676-0048
宮上小学校	なごやか	南大沢 5-10	676-3911	676-3926
下柚木小学校	チャレンジ	下柚木 3-9	677-2658	677-5558
上柚木小学校	おおるり	上柚木 3-15	677-2646	677-4210
櫛田小学校	くぬぎ	櫛田町 571-2	665-3475	664-2674
元木小学校	すまいる	下恩方町 515-1	651-0596	651-7576
加住小中学校	加住未来塾	加住町 1-191	691-1137	なし
高尾山学園	きよたき教室小学部	館町 1097-30	666-9325	666-9327
小宮小学校	こみつきい	小宮町 1128-3	646 - 4208	なし
長房小学校	あさかぜ	長房町 340-4	661-2081	661-2085
元八王子小学校	はちっこ	式分方町 761	623-0214	625-8333
鑓水小学校	くわのみ	鑓水 2-74	675-7760	なし

小学校の特別支援教室の設置と拠点校・巡回校のグループ一覧

拠点校	巡回校	拠点校	巡回校
第二小	第一小	松枝小	清水小、上川口小、川口小
第三小	山田小、第七小	片倉台小	由井第二小、みなみ野小、由井第三小
第八小	高倉小、大和田小	高嶺小	中山小、みなみ野君田小、七國小
第九小	第十小、中野北小	浅川小	東浅川小、館小、第五小
船田小	城山小	松が谷小	秋葉台小
櫛田小	緑が丘小、横山第一小、散田小	南大沢小	別所小、柏木小

元木小	美山小、恩方第一小、恩方第二小、	宮上小	愛宕小、長池小
檜原小	陶鎔小、上壱分方小	下柚木小	由木中央小、松木小
由井第一小	長沼小、第四小、いずみの森義務教育	上柚木小	由木西小
加住小中	巡回除外校	高尾山学園	巡回除外校
小宮小	宇津木台小	長房小	横山第二小、横川小
元八王子小	元八王子東小、式分方小	鑓水小	巡回除外校
鹿島小	由木東小		

中学校の設置状況（令和6年4月現在） 特別支援教室拠点校 8校

学校名	学級名	住所	電話	学級直通
第二中学校	ハーモニー	中野上町 4-28-1	624-2135	626-8119
いずみの森義務教育学校（後期）	フレンズ	子安町 2-18-1	642-4206	642-9822
ひよどり山中学校	ウイング	暁町 3-1-1	625-6431	
梶田中学校	アシスト	梶田町 172	665-3473	
加住小中学校	加住未来塾	加住町 1-191	691-1137	なし
浅川中学校	くりやま	初沢町 1370	661-0148	661-6122
南大沢中学校	みなさわ	南大沢 3-7	676-5211	677-8568
上柚木中学校	あじさい	上柚木 3-17	678-2580	678-4870
四谷中学校	ステップ	四谷町 555	626-0961	626-0975
高尾山学園	きよたき教室中学部	館町 1097-30	666-9325	666-9327

中学校の特別支援教室の設置と拠点校・巡回校のグループ一覧

拠点校	巡回校	拠点校	巡回校
第二中	第四中、甲ノ原中、檜原中、横川中	浅川中	横山中、長房中、館中、陵南中
いずみの森義務教育	第六中、打越中、由井中	南大沢中	松木中、松が谷中、別所中
ひよどり山中	第一中、第五中、石川中	梶田中	第七中、みなみ野中、七国中
四谷中	元八王子中、城山中、恩方中 川口中	上柚木中	鑓水中、中山中、由木中、宮上中
加住中	巡回除外校	高尾山学園	巡回除外校

■難聴・言語障害学級（通級指導学級）

八王子市の難聴学級、言語障害学級は、「きこえの教室」「ことばの教室」と言います。通常学級に在籍して週1回程度の通級により個別の課題に対して指導を受けます。

【概要】

- 難聴学級は、補聴器の使用によっても通常の話し声を理解することが困難で、通常の学級での学習に概ね参加でき、一部特別な指導を必要とする児童・生徒が対象。
- 言語障害は、吃音（つかえる話し方）構音（正しく発音できない）障害などがある児童・生徒が対象。
- 音や言葉を聞き取る力や言葉や文を理解して表現する力など一人ひとりに合わせた指導
- 発達障害の改善をはかるための学級ではありません。
- 小学生の通級指導は週1回概ね90分程度（保護者の送迎が必要です）。

小・中学校の設置状況（令和5年4月現在） 難聴 2校・言語障害 4校（いずれも通級制）

	学校名	住所	学級名	電話	学級直通
難聴	いずみの森義務教育学校（前期）	子安町 2-18-1	きこえの教室	642-4206	642-4236
	いずみの森義務教育学校（後期）	同上	きこえの教室	642-1833	同上
言語	第四小学校	明神町 2-15-1	ことばの教室	642-0934	644-9595
	いずみの森義務教育学校（前期）	子安町 2-18-1	ことばの教室	642-4206	642-4236
	上壱分方小学校	上壱分方町 799-2	ことばの教室	651-1961	651-9227
	柏木小学校	南大沢 3-3	ことばの教室	676-8111	676-1140

特別支援学級の学級編制

難聴言語学級では、すべての学年を合わせた児童・生徒の人数が20人で1学級となります。

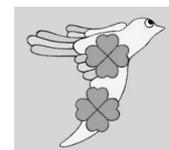
担任の人数は、基本的に学級数+1名です。

小学校1年生から6年生までの児童数が32人の場合、20人+12人で2学級。担当教員は3人という配置です。

・新就学予定児の通級のお申込みについては、9月中旬、学務課を通して新就学予定児の全保護者宛に就学时健康診断の通知書と合わせて送付する「きこえとことばの相談のお知らせ」によりご案内いたします。

・在籍中の児童・生徒が通級指導を希望する場合は、在籍校の養護教諭までご相談ください。

4 不登校の児童・生徒のための支援を！



■市立高尾山学園（★高尾山学園は特別支援の学校ではありません）

高尾山学園の校章

高尾山学園は、「不登校の児童・生徒のための体験型学校」として平成16年4月に開校した八王子市の公立小中一貫校です。学園への転入学をきっかけに、学校生活や友だちとの関係づくりをもう一度スタートしたい児童・生徒を支援します。

学園での教育活動は、不登校になったお子さんが通いやすいよう、学習指導要領をふまえ、一人ひとりに対応した学習内容や学習方法に加え、お子さんの心に寄り添うためのさまざまな工夫や配慮がされています。お子さんの状態に応じて、心の安定を図りながら適切な学習支援による基礎学力の向上と集団的・体験的な学習や活動の機会を多く取り入れ、社会性を養うことで、自信を持って生きることを目指しています。

高尾山学園への転入までの流れ

①【電話による見学・面談の申込】

- ・登校支援担当で転入学のための見学・面談の受付をします。

②【面談】

- ・登校支援担当のスタッフとお子さん、保護者で面談を行います。

③【適応指導教室「やまゆり」への通級】

- ・高尾山学園に設置されているやまゆり教室に体験通級します。
- ・通えそうなことがわかったら、やまゆり教室に正式に入級します。在籍校と保護者で、入級支援シートを作成してください。
- ・高尾山学園の授業等に参加します(授業生活体験)。

あせらずゆっくり学園の環境に慣れていただくために、まずは校内の適応指導教室から始めましょう。

④【転入学審査会】

- ・やまゆり教室の通級状況や高尾山学園での授業生活体験の状況から市教育委員会で転入の適否を審査します。

転入学ができそうなタイミングを見て審査会に望みましょう。

⑤【転入学の決定】

- ・転入が決まったら、在籍校で転出の手続きをして、学務課で転入手続きをします。その後、学園に必要書類を提出してください。

ようこそ！高尾山学園へ

学校名	住所	電話
高尾山学園	館町 1097-30	666-9325

■適応指導教室（ぎんなん教室・松の実教室・やまゆり教室）

★適応指導教室は、特別支援学級ではありません。

適応指導教室は、学校に行かなければと思いつつも、登校できないでいる小・中学生の支援を行うために設置されています。八王子市の適応指導教室には、「ぎんなん教室」（教育センター内）、「松の実教室」（鹿島小学校内）と「やまゆり教室」（高尾山学園内）があり、お住まいやお子さんの希望に応じた教室に入級することができます。

適応指導教室では在籍校や総合教育相談、登校支援等と連携して指導や相談にあたり、悩みや心配があつて長く学校を休んでいる小・中学生を対象に、本人の状況に応じた学習や相談などを行い、学校復帰を手助けします（※高尾山学園のやまゆり教室だけは高尾山学園への転入学が目標です）。なお、適応指導教室への通級は、在籍校の判断により出席の扱いになります。

●手続き

本人及び保護者が通級を希望し、在籍校の校長から申請をすることになっています。在籍する小・中学校及び義務教育学校に相談するか、または「ぎんなん教室」「松の実教室」へ直接、電話でご連絡ください。

※やまゆり教室は、高尾山学園にある登校支援チームでご相談に応じます。

学級名	住所	電話
ぎんなん教室	散田町 2-37-1 八王子市教育センター内	664-5124（代表）
松の実教室	鹿島 13 鹿島小学校内	676-7445
やまゆり教室	館町 1097-30 高尾山学園内	663-3216

コラム 「学校に行かれないということ」 ～理由も時間も一人ひとり違います～

文部科学省が平成27年に公表した「教育支援センター（適応指導教室）に関する実態調査」のうち、東京都分を抽出したところ、適応指導教室に通う子どもの傾向として最も多かったのが「不安などの情緒的課題」で行きたくても行けないタイプ、次が人間関係によるタイプ、学業不振やルールへの不適応で行きたくないタイプと続き、意図的な拒否型や非行によるタイプはそうしたものの3割程度という結果が出ています。

不安や友達と上手くいかない背景にその子自身の心の課題があつたり、発達障害としての対応が必要であつたりと、適応指導教室も本市の高尾山学園も特別支援学級ではありませんが、その子の特性に合わせて、集団に戻れるまでじっくり時間をかけて向き合うなどの共通点は多いです。大切なことは、その子がいる場所でその子に合った支援が受けられるという、「学習」と「生活」のバランスなのかもしれません。

すまいるレター

「学校に行かない」ことで、 子どものよいところまで否定していませんか？

学校をお休みしている子どもに対して、「学校にも行かないくせに」「学校に行くのは子どもの義務なのに、不登校なんてとんでもない」と、子どものすべてを否定してしまう場面を見かけることがあります。たとえば、家の手伝いをしても、「家の手伝いなんかいいから、学校に行きなさい」と声をかけてしまったり、「学校を休んでいるにも関わらず、放課後は友だちと遊んでいる」と、子どもらしく遊ぶ姿にさえ冷たい目で見えたり・・・。



しかし、不登校だからと言って、子どもの「よいところ」や「できること」、楽しく一緒に遊べる友だちとの交流まで、大人が否定してしまうことは望ましくありません。学校に行けなくても、その子らしさが保たれ、家族の役に立とうとしたり、楽しいことができることはすばらしいことです。何をしても「学校にも行かないくせに」と言われてしまったら、子どもはますます自信を失い、身の置き場がなくなってしまうかもしれません。「不登校状態にあること」と、その子どもの長所や「らしさ」を分けて考えることが、非常に重要です。

高尾山学園内に設置された教育指導課の登校支援チームは、「適応指導教室やまゆり」の運営や学園に来る児童生徒の支援、市内小・中学校及び義務教育学校へのスクールソーシャルワーカーの派遣や関係機関との連携によって、八王子市の不登校課題に取り組んでいます。

こうしたお知らせも先生方や保護者の皆さんに子どもたちを理解していただく大切な取組のひとつです。

////////////////////

●こんな様子は自己肯定感が下がっているサインかもしれません

①約束していたのに、間近になるとやめなくなる。
たとえば…友達と映画・ランチ・買い物等の約束をしていて、本人はとっても楽しみにしている。しかし、当日になると…『友達は自分と一緒にいっても楽しくないんじゃないか』等の考えが浮かんだり、人の目が気になりはじめて、外出できなくなる。

②「きっと失敗する」「みんなからバカにされる」と思い、やる前からあきらめてしまう。

③先生や友達と視線を合わせないようにする。

④「どうせ～だから〇〇しない」と言う。
たとえば…
「どうして修学旅行へ行きたくないの？」という質問に対して「どうせ、修学旅行へ行ったって、誰も一緒に行動してくれない」等と言い、修学旅行に参加しようとしません。

⑤人からの評価が気になり、おどおどしたり、落ち着かない様子を見せる。

////////////////////

「自己肯定感について」

●自己肯定感とは何か？



「自分には価値がある」「自分は誰かに必要とされている」とポジティブに感じていて、自分の存在意義を肯定的にとらえている感情の1つです。自分の強みも弱みも認められる、自分への肯定的な感情の総称です。

★自己肯定感が下がっている子どもへの対応

学校でも、家庭でも…

①自己肯定感が下がっている子どもは、言葉で表現できない、もどかしさで悩み、苦しんでいます。そのような思いを抱えた子どもが『ここで話してもいいんだ』『思っていることを言ってもいいんだ』『自分の話を聴いてくれるんだ』と安心感が得られるように、ゆっくりした口調で話しかけ、子どもが語りだすまで、待つ姿勢が大切です。



ワンポイント

「待つこと」は、見守ることです。極端に期間があいてしまったり、次の声かけを忘れてしまうと、子どもたちは「見放された」「無視された」と感じてしまうので注意しましょう。「いつでも待っているよ」ということを伝え続けることが大切です。

②肯定的な声掛けをする。

「いいね」「それ素敵だね」という肯定的な声掛けを心がけましょう。「私はいいと思う」「私はそれ好きだな」という声掛けは、とてもあたたかく伝わります。



③どンドン質問攻めにしたり、結論を急がせない。焦らせないようにしましょう。

本人の気持ちがあくまで「ゆっくり考えてみてね」と、間をあけて余裕を作ることが大切です。大人がすべて決めつけて進めないことが重要です。一方、そのことに期限がある場合には、あらかじめ具体的に伝えることも重要です。



「自己肯定感の低さ」と不登校の関係

自己肯定感の低さと不登校は、密接な関係があります。

何らかの原因で自己肯定感がそこなわれている子どもは、「新しいことを学ぶ」「人と関わる」「評価される」ことの連続である学校に行くことに疲れ、思うように身体が動かず、どうしても登校できない状況に陥ることがあります。

一方で、登校できないことが原因で自己肯定感が損なわれることもあります。「学校には行くべき・行った方がよい」ことを多くの子どもたちは認識しているため、登校できない自分を許したり認めたりできずに「自分はダメだ」と感じ、自己肯定感が下がっていくのです。「不登校」であっても、周囲が「あなたはあなたで十分なのよ」とその子の「価値」は別のものだととらえて関わることで、不登校と自己肯定感低下のループを和らげるように配慮する必要があります。

V 相談機関と地域との連携

ひとりで悩まないで

「幼稚園で特別支援学級を勧められた」

「教室で上手くいっていないみたい」

「病院って何科に行ったらいいの？」

「もうどうしたらいいの？この子の気持ちがわからない！」



誰に相談していいのかわからない子どもの悩みには公的な相談機関がお力になります。

ここでは特別支援教育以外の相談も含め、市だけでなく東京都などの相談窓口をご紹介します。お子さん（または保護者）がどんなことで悩んだり困ったりしているのかを、ご相談の前にちょっと考えてからご連絡いただくと、そのあとのお話がとてもスムーズに進みます。また、地域連携として学童保育所と放課後等デイサービスについてもご紹介していますので参考にしてください。

1 八王子市教育センター

(1) 総合教育相談室（心理教育相談）

小・中学生の様々な悩みについて、心理専門の相談員が保護者や本人からの相談を受けます。また、必要に応じて医療や福祉等の専門機関もご紹介します。

● 心理教育相談

小・中学生の学校及び家庭生活にかかわる問題について、保護者の方と一緒に考え、話し合っ、適切な接し方や解決法を見いだしていくところです。

相談内容……不登校、落ち着きがない、いじめ、友達関係でうまくいかない、子どもの発達に関すること、進学や進路のこと、爪噛み、チック、夜尿、子どもへの接し方等。

● 子ども電話相談

小・中学生が、親や先生に相談しづらい、いじめやその他生活上の様々な問題や悩みごとについて、直接電話で相談できる窓口です。

名称	住所	電話
心理教育相談	散田町 2-37-1 八王子市教育センター内	664-6949
こども電話相談	散田町 2-37-1 八王子市教育センター内	664-3665

(2) 巡回相談

巡回相談は、通常の学級の中で特別な支援が必要と思われる児童・生徒の指導方法等について、学校を支援するために学校への巡回相談を行います。

※相談は、市内小・中学校及び義務教育学校からの「申込書」の提出により受け付けます。保護者からの申し込みはできません。

名称	住所	電話
巡回相談	散田町 2-37-1 八王子市教育センター内	664-1615

(3) 就学相談

障害のあるお子さんに適切な支援を提供するため、特別支援学校や特別支援学級への就学・転学の相談を行う窓口です。申込方法はP14ページをご参照ください。

名称	住所	電話
就学相談	散田町 2-37-1 八王子市教育センター内	664-7524

(4) 登校支援

登校支援は、小・中学校及び義務教育学校で登校しぶりや不登校になってしまった児童・生徒への支援の充実を図るために設置しています。対象となる児童・生徒に関して学校からの相談をお受けします。また、福祉の視点からの支援を必要とする児童・生徒のために、スクール・ソーシャル・ワーカーを各学校に派遣します。保護者から直接申し込むことはできません。

名称	住所	電話
登校支援チーム	館町 1097-30 高尾山学園内	663-3216

(5) その他の相談

高校生・20歳未満の青少年とその保護者を対象に、いじめや非行、不登校等、青少年の学校生活等を巡る相談に応じています。状況によっては関係機関を紹介します。

名称	住所	電話
青少年相談	散田町 2-37-1 八王子市教育センター内	664-5124

2 八王子市保健所

●療育相談

- ・身体障害（またはそのおそれ）のある児や、疾患により長期療養を必要とする児に対して、療養上の相談及び家族への支援を行うために、講演会等を実施しています。
- ・福祉制度や地域のサービスの相談などを行っています。
- ・その他

病気や障害をもったお子さんの理解・支援のために、地域の関係機関を対象にした講演会や相談システムづくりを行っています。

●保健所では以下の事業の相談窓口になっています。

「在宅重症心身障害児（者）訪問看護事業」

在宅で重度の知的障害と肢体不自由を重複した重症心身障害児（者）に対して、健康の保持と安定した家庭療育を確保するため、訪問相談・訪問看護等を実施しています。

名称	住所	電話
八王子市保健所	旭町 13-18	645-5111

3 八王子市保健福祉センター

●育児・栄養・歯科相談

お子さんの発育・発達に関する不安、育児に関する疑問や悩み、歯の健康についての相談など、様々な相談を受け付けます。保健師、栄養士、歯科衛生士が面接または電話で相談に応じます。

●心理相談員による心理発達相談

お子さんの精神発達・言語発達・社会性・しつけ（食事、排せつ、睡眠、生活習慣）について相談できます。

施設名	住所	電話
大横保健福祉センター	大横町11-35	625-9200
東浅川保健福祉センター	東浅川町551-1	667-1331
南大沢保健福祉センター	南大沢2-27フレスコ南大沢公共棟 1階	679-2205

4 東京都八王子児童相談所

児童相談所は児童に関する様々な相談に対応しています。

※児童福祉法における「児童」とは0～18歳までです。

名称	住所	電話
東京都八王子市児童相談所	台町三丁目17番30号	624-1141

相談区分	内容	
養護相談	虐待相談、養育困難（保護者の家出、失踪、死亡、離婚、入院、就労及び服役等）、迷子に関する相談 養育家庭（里親）に関する相談	
保健相談	健康管理に関する相談、（乳児、早産児、虚弱児、疾患、事故・ケガ等）	
障害相談	視聴覚障害相談	盲、ろう等視聴覚障害を有する児童に関する相談
	言語発達障害等相談	構音障害、吃音、失語等音声や言語の機能障害をもつ児童、言語発達遅滞を有する児童等に関する相談
	肢体不自由相談	肢体不自由児、運動発達の遅れに関する相談
	重症心身障害相談	重度の知的障害と重度の肢体不自由が重複している児童に関する相談
	知的障害相談	知的障害児に関する相談
	ことばの遅れ相談	ことばの遅れを主訴とする相談で、知的遅れによると思われる相談
	発達障害相談	自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害、注意欠陥多動性障害、学習障害等の児童に関する相談
非行相談	ぐ犯行為等相談	虚言癖、金銭持ち出し、浪費癖、家出、浮浪、暴力、性的逸脱等のぐ犯行為、問題行動のある児童、警察署からぐ犯少年として通告のあった児童等に関する相談
	触法行為等相談	触法行為があったとして警察署から児童福祉法第25条による通告のあった児童、犯罪少年に関して家庭裁判所から送致のあった児童等に関する相談

育 成 相 談	不登校相談	学校、幼稚園、保育所に登園・校できない、していない児童に関する相談
	性格行動相談	友達と遊べない、落ち着きがない、内気、緘黙、家庭内暴力、生活習慣の著しい逸脱等性格又は行動上の問題を有する児童に関する相談
	しつけ相談	家庭内における幼児のしつけ、遊び等に関する相談
	適性相談	学業不振、進学、就職等の進路選択に関する相談
	ことばの遅れ相談	言葉の遅れを主訴とする相談で、家庭環境等の不備等によると思われる相談
その他の相談		措置変更、在所期間延長に関する相談等

5 八王子市子ども家庭支援センター

子ども家庭支援センターは、0歳から18歳未満のお子さんと家庭に関する相談、また、お子さん自身からの相談も受けています。

また、子ども家庭支援センター設置の目的のひとつに「児童虐待防止」があり、小・中学校及び義務教育学校や市教育委員会と連携して地域での様々なケースに対応しています。

施設名	住所	電話
子ども家庭支援センター	東町 5-6 (クリエイトホール 1 階)	656-8225
地域子ども家庭支援センター 東浅川	東浅川町 551-1 (東浅川保健福祉センター 2 階)	661-0072
地域子ども家庭支援センター 石川	石川町 481 (石川事務所 2 階)	648-0040
地域子ども家庭支援センター 南大沢	南大沢 2-17-5	678-3100

6 八王子市若者総合相談センター

義務教育終了以降の15歳～39歳の方またはご家族の方を対象に、働くことや学ぶこと、人との関わり方やひきこもり等の様々な悩みや思いを受けとめ、社会的自立を支援する相談窓口です。生活相談、心理・雇用の専門相談の他、様々なプログラムやフリースペースの提供、ご家庭への訪問支援、状況に応じた支援機関の情報提供などを行います。

名称	住所	電話
若者総合相談センター	東町 3-10 山善ビル 3・4 階	649-5660

7 都立特別支援学校との連携

都立特別支援学校は、市教育委員会と連携して市立小・中学校及び義務教育学校への支援に取り組んでいます。また、保護者の方からの直接のご相談もできます。八王子市では、関係6校と「特別支援学校連絡会」を組織して連携の充実を図っています。

八王子盲学校（視覚障害）、立川学園（聴覚障害）、八王子西特別支援学校（知的障害）、八王子特別支援学校（知的障害）、八王子東特別支援学校（肢体不自由）、多摩桜の丘学園（知的障害・肢体不自由併設）では、教育相談の窓口を設置し、保護者や市立学校からの様々な相談を受けています。詳細は、各学校へお問い合わせください。

学校教育法第 74 条

「特別支援学校においては、(略) 小学校、中学校 (略) の要請に応じて、(略) 児童又は生徒の教育に関し必要な助言又は援助を行うよう努めるものとする。」

●支援の内容

- ・個別の児童・生徒への巡回相談
- ・コーディネーターの仕事や校内委員会開催に関する相談 ・発達に関する相談 ・校内研修の講師 ・個別指導計画作成の支援 ・教材教具作成の支援等

●申し込み

直接特別支援学校の特別支援教育コーディネーターにご相談ください。

●八王子市の連絡会に参加している特別支援学校

- ・都立八王子盲学校（視覚障害）623-3278
- ・都立立川学園（聴覚障害）042-523-1358
- ・都立八王子西特別支援学校（知的障害）666-5600
- ・都立八王子特別支援学校（知的障害）621-5500
- ・都立八王子東特別支援学校（肢体不自由）646-8120
- ・都立多摩桜の丘学園（知的障害・肢体不自由併置）042-374-8111

●リソースリスト

市教育委員会と連携する都立特別支援学校6校が行う地域支援の内容を掲載したリーフレット「リソースリスト」を作成しています。リソースリストは、八王子市のホームページからもご覧になれます。

8 東京都発達障害者支援センター（トスカ TOSCA）

利用対象は、東京都在住で、発達障害者支援法において定義されている発達障害者とその家族、医療や教育、福祉、あるいは行政機関など、発達障害のある人に関係する全ての人が対象となります。

トスカでは4つのサービスを行なっています。

- ① 本人および家族に対する福祉の相談支援（来所或いは電話による面接相談）
- ② 情報提供および他機関との連携
- ③ コンサルテーション
- ④ 普及啓発・研修

名称	住所	電話
東京都発達障害者支援センター	世田谷区船橋 1-30-9	03-3426-2318

9 東京都教育相談センター

幼児から高校生相当年齢までの子どもの性格や行動、しつけ、発達、いじめ、不登校、体罰、高校への進級・進路などに関する相談を子どもたちや保護者、学校の先生から受け付けています。

相談にかかわる秘密は守りますので、安心してご相談ください。(同センターHP より)

名称	住所	電話
東京都教育相談センター	新宿区北新宿4-6-1 (東京都子供家庭総合センター4階)	一般 0120-53-8288 教員 03-3360-4160

10 東京都心身障害者福祉センター

東京都心身障害者福祉センターは、法に基づく身体障害者更生相談所及び知的障害者更生相談所として、区市町村等への専門的な知識及び技術を必要とする相談、指導業務や医学的、心理学的、職業的判定(補装具の処方・適合判定)等を行っています。

また、高次脳機能障害支援普及事業の支援拠点として高次脳機能障害のある方への相談・支援等を行っております。

その他、身体障害者手帳、愛の手帳の発行や、東京都重度心身障害者手当の支給等を行っています。(東京都心身障害者福祉センターHP より)

名称	住所	電話
東京都心身障害者福祉センター	新宿区神楽河岸1-1 東京都飯田橋庁舎12~15階	03-3235-2946
多摩支所	国立市富士見台2丁目1-1	042-573-3311

11 東京都立多摩総合精神保健福祉センター

精神保健福祉センターは、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」の規定に基づく施設であり、東京都の条例により都内には3か所の(総合)精神保健福祉センターが設置されています。ここは多摩地域を担当する総合精神保健福祉センターとして、東京都民の精神保健の向上並びに精神障害者の医療の充実、社会復帰の促進及び福祉の増進を図るため、さまざまな事業を行っています。

●思春期・青年期相談のご案内

学校、友達、親との関係に悩んでいる。自分自身のことで行き詰まり、不安でたまらない。学校に行かず、あるいはやめて、家に引きこもっているけど、これからどうしよう。

ダイエットがとまらない・・・過食してしまう・・・

人の視線が気になって外出したげらない。ひょっとしてこころの病気だろうか。

家族関係がうまくとれない・・・時に暴力をふるう・・・など。

思春期・青年期の問題でお困りの方、ご本人からでも、ご家族からでもご相談に応じております。まず、お電話でご相談ください。電話でお話を伺ってから、必要に応じて面接相談(無料)などを行います。(東京都立多摩総合精神保健福祉センターHP より)

名称	住所	電話
東京都立 多摩総合精神保健福祉センター	多摩市中沢 2-1-3	042-376-1111 心の電話相談 042-371-5560

1 2 八王子市小児・障害メディカルセンター（島田療育センターはちおうじ）

小児外来診療所と障害者通所施設等を一体的に整備した施設として開設しています。本館部分は「島田療育センターはちおうじ」として運営されています。

- 本館** 1階 ・一般小児外来診療 こどもクリニックえみんぐ・障害児（者）外来診療
2階 ・重症心身障害者通所施設
3階 ・発達障害児支援室 からふる

名称	住所	電話
島田療育センターはちおうじ	台町 4-33-13	療育診療部門 634-9559 発達支援部門 634-8758

1 3 大学の心理相談室

八王子市内や近隣の大学では、学部によって一般の方も対象に心理相談室等を設置しています。詳しくは各大学のHPをご参照ください。

相談室を設けている大学

東京都立大学、明星大学、創価大学、帝京大学、中央大学、法政大学など

1 4 学童保育所

学童保育所は、保護者が就労している等の理由により、放課後の時間帯に保育を必要とする児童を対象に保育を行う施設です。遊びを中心として、1年生から3年生（施設によっては6年生まで）の異なった年齢集団の中で社会性を身につけ、一人ひとりの子どもたちが健全に成長するよう手助けします。

希望される学童保育所所在地、定員等は、八王子市子育て応援サイトでご確認ください。

保育時間	通常	土曜日、春・夏・冬休み期間
基本時間	放課後～18:30	8:30～18:30
延長保育	18:30～19:30	8:00～8:30 18:30～19:30
お迎えについて	原則としてお迎え（延長保育時は必ずお迎え）をお願いいたします。	

放課後児童支援課 学童保育所担当 TEL 620-7246

「八王子市子育て応援サイト」 学童保育所 HP



<https://kosodate.city.hachioji.tokyo.jp/scene/kodomonoibasho/gakudohoikujo/index.html>

15 放課後等デイサービス

学校教育法第1条に規定している学校（幼稚園及び大学を除く）に就学しており、授業の終了後又は休業日に支援が必要と認められた児童を対象に、生活能力の向上のために必要な訓練や社会との交流のサポートなど、必要な支援を行います。詳しくは障害者福祉課（電話：620-7367）にお問い合わせください。

●八王子市通所施設ガイドブック（放課後等デイサービス事業所も掲載）

障害者（児）が日中通うことができる通所施設の情報をまとめたガイドブックです。障害者の生活訓練や就労支援、授産活動、障害児の放課後支援などの様々な事業を行う事業所について掲載しておりますので、お役立てください。利用開始にあたっては面談や契約などが必要となる場合もありますので、各施設へ直接お問い合わせをお願いいたします。

なお、障害者総合支援法施設と児童福祉法施設については、法に基づく利用者負担金が生じる場合があります。所得区分による負担上限や各種の軽減措置がありますので、詳しくは障害者福祉課までお問い合わせください。（障害者福祉課 HP より）

冊子は障害者福祉課のHPからもダウンロードできます。

<https://www.city.hachioji.tokyo.jp/kurashi/welfare/005/014/009/p004394.html>



1 いろいろな東京都立高等学校

(1) エンカレッジスクール

① これまで力を発揮できなかった生徒のやる気を育て、社会生活を送る上で必要な基礎的・基本的学力を身に付けることを目的として、既設校の中から指定される高校。エンカレッジ (encourage) とは「勇気づけ」という意味で、現在の対象は下記の学校となります。

●概要

- ・学力考査によらない入学者選抜。
- ・2人の担任できめ細やかな指導。
- ・試験よりも努力を評価。
- ・少人数制の分かる授業。
- ・豊富な体験学習や選択授業。
- ・1年次には、集中できる30分授業により、基礎・基本を徹底。

学校名	住所	最寄駅
都立蒲田高校 (普通科)	大田区蒲田本町 1-1-30	JR 京浜東北線 蒲田駅・京急 蒲田駅
都立足立東高校 (普通科)	足立区大谷田 2-3-5	JR 常磐線 亀有駅・地下鉄千代田線 北綾瀬駅
都立秋留台高校 (普通科)	あきる野市平沢 153-4	JR 五日市線 東秋留駅
都立練馬工業高校 (キャリア技術科)	練馬区早宮 2-9-18	東京メトロ有楽町線 平和台駅・西武池袋線 豊島園駅・都営大江戸線 練馬春日町駅
都立東村山高校 (普通科)	東村山市恩多町 4-26-1	西武新宿線 東村山駅・西武池袋線 秋津駅・武蔵野線 新秋津駅
都立中野工業高等学校	中野区野方 3-5-5	西武新宿線 野方駅 JR 高円寺駅

(2) チャレンジスクール (総合学科)

チャレンジスクールは、小・中学校及び義務教育学校での不登校や高校での中途退学を経験した生徒など、これまで能力や適性を十分に生かしきれなかった生徒が、自分の目標を見つけ、それに向かってチャレンジする学校です。

午前部・午後部・夜間部の3部に分かれており、働きながら勉強をする生徒や朝の起床が苦手な子も通いやすい定時制になっています。

入学試験では、小論文 (作文) ・面接に加え、志願申告書が入学試験に加わります。

カリキュラムにボランティアによる単位があることや、総合学科ならではの選択科目内に専門科目が多くあることが特徴です。不登校（または内申が低い）で勉強が苦手な生徒には向いていると言えます。

●概要

- ・学力考査や中学校からの調査書によらず、生徒の学習意欲を重視して、入学選抜を行います。
- ・カウンセリングや教育相談の充実など、心のケアに配慮したきめ細かな指導を行います。
- ・自分の生活スタイルや学習ペースに合わせて各時間の部を選んで入学する、昼夜間3部制の定時制の単位制・総合学科の高校です。
- ・基礎・基本を重視した学習を行うとともに、総合学科の特性を生かし、職業系を含めいろいろな専門科目を設置しています。
- ・ボランティア活動などの体験的な活動を通じて、豊かな人間性を育成します。

学校名	住所	最寄駅
都立六本木高校 (総合学科)	港区六本木 6-16-36	日比谷線 六本木駅・大江戸線 麻布十番・南北線 麻布十番
都立大江戸高校 (総合学科)	江東区千石 3-2-11	都営新宿線 住吉駅・東京メトロ半蔵門線 住吉駅・東西線 東陽町駅
都立世田谷泉高校 (総合学科)	世田谷区北烏山 9-22-1	京王線 千歳烏山駅
都立稔ヶ丘高校 (総合学科)	中野区上鷲宮 5-11-1	西武新宿線 下井草駅・西武池袋線 富士見台駅
都立桐ヶ丘高校 (総合学科)	北区赤羽北 3-5-22	JR埼京線 北赤羽駅・都営地下鉄三田線 志村坂上駅
都立小台橋高校 (総合学科)	足立区小台 2-1-31	都営日暮里・舎人ライナー 足立小台駅・都電荒川線 小台駅

都立八王子拓真高校「チャレンジ枠」について

拓真高の「チャレンジ枠」は「チャレンジスクール」の流れを汲んでいます。「チャレンジスクール」と「チャレンジ枠」では、不登校経験者等の支援を目的としている、三部制（昼夜間定時制）である、単位制である、基礎・基本を重視している、などの多くの共通点がありますが、以下のような違いがあります。

- 「チャレンジスクール」は「総合学科」、拓真高は「普通科」です。
- あくまで「チャレンジ枠」であり、生徒全員が不登校経験者というわけではありません。

学校名	住所	最寄駅
都立八王子拓真高校 (普通科・チャレンジ枠)	八王子市台町 3-25-1	JR 中央線 西八王子駅 京王高尾線 山田駅

従って、不登校を経験していない生徒とも交流することになります。

(3) 通信制・定時制併置校

自宅などでインターネットを使って勉強する学習支援型通信制高校です。
 ※この学校には定時制（3部制・単位制・普通科）のコースもあります。

学校名	住所	最寄駅
都立砂川高校（通信制）	立川市泉町 935-4	多摩都市モノレール 泉体育館駅

(4) 都立高校における通級指導

令和3年度から、どの都立高校に進学しても、発達障害等のある生徒が、特別な指導を受けられる環境が整備されました。

【対象生徒について】

- ① 都立高校又は都立中等教育学校後期課程に在籍する生徒。
 ※全日制・定時制・通信制や学科は問いません。
- ② 知的障害がなく、発達障害（自閉症、情緒障害、学習障害、注意欠陥多動性障害）があり、通常の授業におおむね参加でき、一部、障害に応じた特別な指導を必要とする生徒。
- ③ 生徒本人と保護者が通級による指導を希望し、かつ、学校及び都教育委員会に指導が必要であると認められた生徒。

【お問合せ】

東京都教育庁 都立学校教育部 特別支援教育課 発達障害教育推進担当 TEL03-5320-7838



都立高校の通級による指導

通級による指導とは？
 大部分の授業を通常の学級で受けながら、一部の授業について障害に応じた特別の指導を受ける指導形態です。都立公立の小・中学校では、「特別支援教育」として全校に導入されています（自治体によっては「特別支援教育」とは別に名称等をつけている場合があります）。

- 周囲の人たちとうまく関係をつくっていききたい
- 感情を自分でコントロールできるようになりたい
- ちゃんとスケジュール管理ができるようになりたい

生徒の困っていることを改善するための授業です

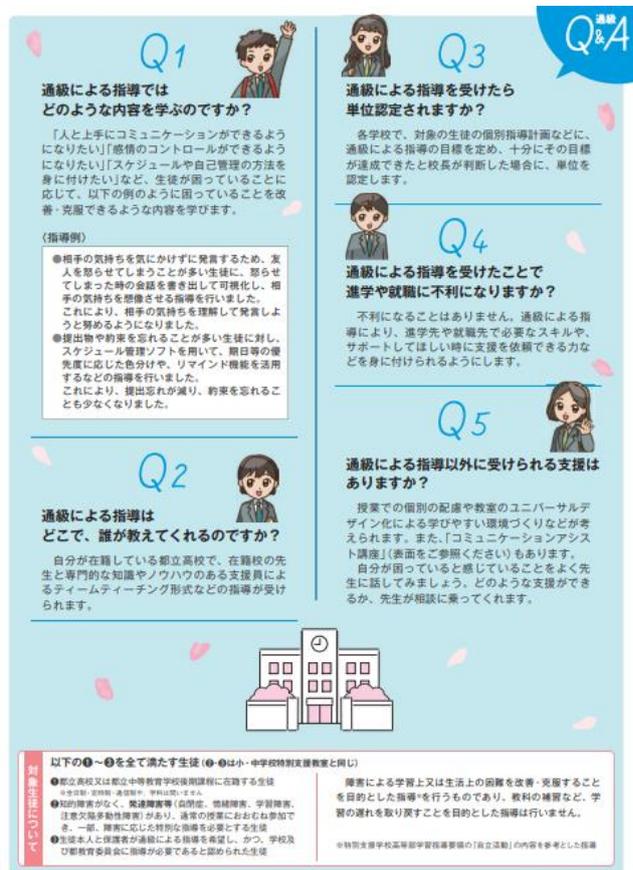
自分の困っていることを改善したいと思ったら、まずは学校の先生に相談してみましょう

寄り添ってくれる人がいる。支えてくれる学校がある。

通級による指導に関するお問合せはこちら
 東京都教育庁 都立学校教育部 特別支援教育課 発達障害教育推進担当
 ☎03-5320-7838

【お知らせ】
 コミュニケーションアシスト講座
 都立高校の生徒がソーシャルスキルやコミュニケーションなど、学校生活で役立つスキルを学ぶための講座です。（土曜日や夏休みには学校以外の会場でも実施する講座で、在校生のみの参加には含まれません。）
 詳細は、東京都教育委員会のホームページをご確認ください。
 コミュニケーションアシスト講座

東京都教育委員会 詳細は裏面へ



通級による指導に関するQ&A

Q1 通級による指導ではどのような内容を学ぶのですか？
 「人と上手にコミュニケーションができるようになりたい」「感情のコントロールができるようになりたい」「スケジュールや自己管理の方法を身に付けたい」など、生徒が困っていることに応じて、以下の例のように困っていることを改善・克服できるように内容を学びます。
 (指導例)
 ●相手の気持ちを気にかげずに発言するため、友人を怒らせてしまうことが多い生徒に、怒らせでしまった時の会話を書き出して可視化し、相手の気持ちを想像させる指導を行いました。これにより、相手の気持ちを理解して発言しようとするようになりました。
 ●提出物や約束を忘れることが多い生徒に対し、スケジュール管理ソフトを用いて、期日等の優先度に応じた色分けや、リマインド機能を活用するなどの指導を行いました。これにより、提出忘れが減り、約束を忘れることも少なくなりました。

Q2 通級による指導はどこで、誰が教えてくれるのですか？
 自分が在籍している都立高校で、在籍校の先生と専門的な知識やノウハウのある支援員によるチームティーチング形式などの指導が受けられます。

Q3 通級による指導を受けたら単位認定されますか？
 各学校で、対象の生徒の個別指導計画などに、通級による指導の目標を定め、十分にその目標が達成できたと校長が判断した場合に、単位を認定します。

Q4 通級による指導を受けたことで進学や就職に不利になりますか？
 不利になることはありません。通級による指導により、進学先や就職先に必要なスキルや、サポートしてほしい時に支援を依頼できる力を身に付けられるようになります。

Q5 通級による指導以外に受けられる支援はありますか？
 授業での個別の配慮や教室のユニバーサルデザイン化による学びやすい環境づくりなどが考えられます。また、「コミュニケーションアシスト講座」(表面をご参照ください)もあります。自分が困っていると感じていることをよく先生に話してみましょう。どのような支援ができるか、先生が相談に乗ってくれます。

以下の①～⑤を全て満たす生徒(①～⑤は小・中学校特別支援教室と同じ)
 ●都立高校又は都立中等教育学校後期課程に在籍する生徒
 ●知的障害がなく、発達障害等(自閉症、情緒障害、学習障害、注意欠陥多動性障害)があり、通常の授業におおむね参加できる。一部、障害に応じた特別な指導を必要とする生徒
 ●生徒本人と保護者が通級による指導を希望し、かつ、学校及び都教育委員会に指導が必要であると認められた生徒

授業による学習上又は生活上の困難を改善・克服することを目的とした指導*を行うものであり、教科の補習など、学習の遅れを取り戻すことを目的とした指導は行いません。
 *特別支援学校高等部等特別支援要項の「自立活動」の内容を参考とした指導

(編集・発行) 東京都教育庁 都立学校教育部 特別支援教育課
 (所 在 地) 東京都新宿区高円寺二丁目9番1号 東京都教育委員会 印刷物製発 令和4年度 第116号

2 都立特別支援学校高等部（普通科・職業学科・その他）

- ・都立特別支援学校には高等部が設置されています。
- ・中学校卒業後の進路として希望できますが、障害種別の手帳の所持等の条件があります。
- ・特別支援学校中学部以外からの進学希望の場合は、在籍している学校の進路指導の際に各校でご相談ください。出願前に応募資格審査があります。
- ・卒業後の一般の企業への就労を目指す生徒のために、知的障害特別支援学校高等部には職業教育を主とする学科が設置されています。各校ともに都内全域が学区です。出願前に応募資格審査があります。
- ・障害の種別によって理療科や専攻科があります。生徒募集や事前の資格審査については、各特別支援学校へお問い合わせください。

学校名	設置科	
都立八王子盲学校	理療科、普通科	住所、連絡先等は前述の特別支援学校の項をご覧ください
都立立川学園	専攻科	

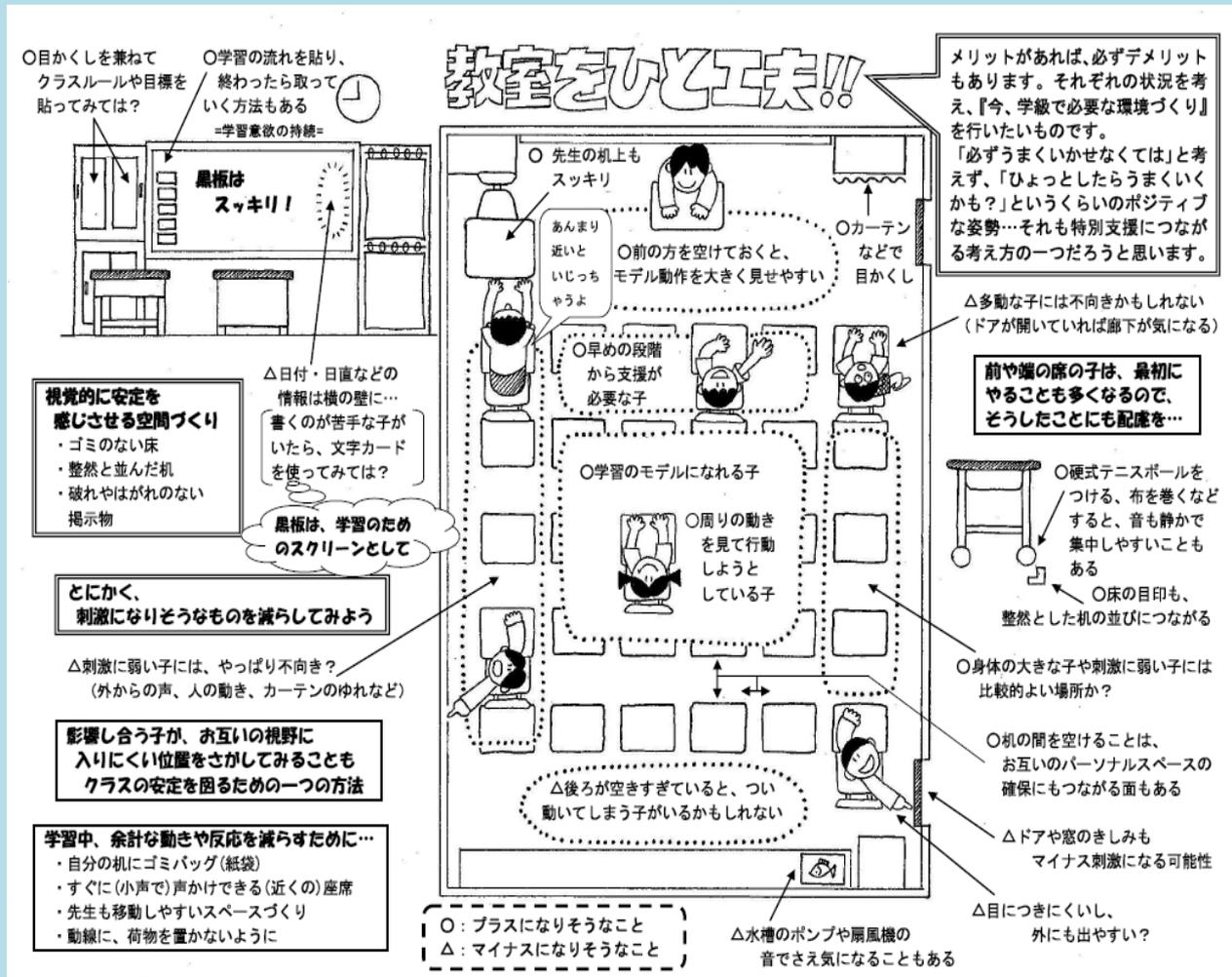
学校名	住所	最寄駅
都立南大沢学園 就業技術科	八王子市南大沢 5-28	京王相模原線 南大沢駅
都立八王子南特別支援学校 普通科／職能開発科 (令和6年4月新設)	八王子市鏈水 2-88-1	京王相模原線 多摩境駅下車 徒歩 17 分 京王相模原線 南大沢駅から京王バス 「パークフィーネ前」下車
都立青峰学園 就業技術科	青梅市大門 3-12	J R 青梅線 河辺駅下車 西東京バス 小作駅東口行き乗車 看護学校入口下車
都立永福学園 就業技術科	杉並区永福 1-7-28	京王井の頭線 明大前駅
都立足立特別支援学校 職能開発科	足立区花畑 7-23-15	東武伊勢崎線 谷塚駅 桑袋団地行バス 「草加記念体育館」下車
都立江東特別支援学校 職能開発科	江東区東陽 4-11-45	JR 錦糸町駅南口バスターミナル 3 番乗場 都営バス東 22 東陽町・東京駅北口行 「豊住橋」下車 東京メトロ東西線東陽町駅西口
都立港特別支援学校 職能開発科	港区港南 3-9-45	JR 品川駅 徒歩 15 分 又は 都営バス 8 番乗場 品川埠頭行「港南四丁目」下車 天王洲アイル駅

VII 通常学級で支援が必要な子どもへの工夫やヒント

1 教室をひと工夫

特別な支援を必要とする子どもたちには、人的な支援、教材の工夫以外に、「教室の環境に配慮する」というものがあります。もちろん、座席を移動したり掲示物を片付けたりしただけで、すぐに何か解決するというわけではありません。むしろ、座席のことや教室のことを一つのきっかけにして、この先『どうしたら過ごしやすいのか、やりやすくなるのか』ということと一緒に考えていただくことが大切です。

些細なことでも「もしかしたら子どもたちの行動に影響を与えていることがあるのではないか」という視点をもって眺めていくと、いつもの教室がちょっと違ったものに見えてくるかもしれません。



2 教室内のルール作りや日々のことばがけの工夫

ここにあげた7つの工夫は、『特別な支援が必要な子どもへの支援』を意識したものではなく、今日からすぐに取り組める工夫ばかりです。ですから、「前から実践しているよ」という先生もいらっしゃると思います。でも、先生方が何気なくやっていることが、お子さんたちにとってどれだけ大きな意味をもっているのか、改めてお伝えできればと思います。

また、『通常の学級における特別支援教育』をとらえ直すきっかけにさせていただけるとうれしいです。(ほっと通信バックナンバーより掲載)

いつもの ちょっとした工夫を “毎日” 続けてみる

視覚に訴える説明やことばがけ

配った紙の右上に名前書いて…
それから、紙の中央、真ん中に丸い紙を貼って…

ここ。 右上に名前書いて。
次はここ。 真ん中に丸い紙を貼る。

ことばの指示だけでわかる小学校高学年・中学生になっても、見てわかる説明やことばがけで「わかる」安心感が生まれます。

チャイムで始まり、チャイムで終わる

始まりと終わりが締まると気持ちを整えることができます。一人ひとりと目を合わせることで、児童・生徒の状態を観察することができます。

指示はひとつずつ、小出しにしてみる

〇〇やって…
××やって…
それから えっと
△△も やって…
あと□□も!

1つ目。
〇〇しましょう。
(〇〇が終わったら)
2つ目。
××しましょう

集中して聞くこと、覚えておくことが難しい児童・生徒がいます。ひとつずつ区切って伝えると、聞き漏らしを防ぎ、繰り返す手間が省けます。

学習のめあて、授業の流れが示されている

10/30 一次関数②
公式を使って問題を解く

10/30
①ドリル ←いまここ
②答えあわせ
③教科書 P.35

ことばだけの指示は消えやすく、忘れてしまいがちです。見通しを持たせるという意味でも、視覚的な指示は効果的です。

アイコンタクトやサインなど非言語の合図を使う

ちょっと待って OK! いいね! 口、閉じて

何でもことばで注意をしようとする、その声も騒がしさにつながります。「いつもあの子、怒られてる」と印象が強くなってしまいます。

気になる行動は何かのサイン?!

席を離れる 手いたずら 居眠りする プリントなどを投げる

行動には必ず意味があります。「わからない」をことばでなく、行動で表現している場合があります。頭ごなしに叱る前に少し考えてみましょう。

温かいことばがあふれる学級・学校の雰囲気

〇〇くん すごーい 大丈夫? いつも ありがとう

〇〇さん ××くん 次、頑張れば いいじゃん

いいね! やったね!

うざい! 意味 わかんない!

先生と子ども、子どもと子ども、思いやる気持ちがあると落ち着いた温かい雰囲気生まれます。まず第一歩、温かいことばから始めましょう。

3 学級づくりのヒント

東京コーディネーター研究会 

ここでご紹介しているのは、東京都教育委員会の研究推進団体にもなっている「東京コーディネーター研究会」作成の『通常の学級における学級・授業づくりの124のヒント、校内支援体制の気づきのシート』より引用したものです。学級づくりのヒントとしてチェックをしてみてもいいでしょうか？

項 目 (ヒント)				
温かな受けとめ	安心・意欲	①出会いを笑顔で迎えている。		
		②「おはよう」「さようなら」と言葉かけをしている。		
	情緒の安定		①親しく言葉かけができるようにしている。 (興味・関心・身近な出来事など情報収集)	
			②冗談が言える。雑談ができています。	
			③失敗や相談を言いやすくしている。(忘れたなど)	
			④明るい、柔らかな口調で話しかけている。	
			⑤子どもたちの声に耳を傾けている。(日記など)	
⑥教師自身の感情に左右されて子どもたちとかわかっていない。				
集中できる環境	学習環境の整備	①前面黑板や周辺の掲示物を減らし、集中しやすくしている。		
		②掃除がきちんとできている。		
		③机の位置や向きを整えている。		
		④余計なものは片づけてある。隠れている。		
		⑤ロッカーの上、教師の机上が片づいている。		
		⑥掲示物の大きさ、位置を考えて工夫している。		
		⑦気になる音の発生源に配慮している。(窓・扉の開閉・水槽)		
	個別の環境整備		①本人の集中しやすい座席位置にしている。	
			②周りの子どもに配慮している。	
			④集中を妨げそうな物は片づけている。	
参加しやすさ	見通し	①月や週の学習予定をプリント・掲示で知らせている。		
		②朝、1日の予定を話したり掲示したりして確認している。		
	準備・整理		①いつも使う学習道具を伝えている。	
			②特別に必要な学習用具は早めに伝えている。	
			③忘れ物がある場合の援助の求め方、貸し方を決めている。	
			④ロッカーの使い方、プリントの置き場所が一定している。	
			⑤配布物はその場でファイリングさせている。	
⑥子どもに合った学習道具を使わせている。				
⑦保護者と連絡を密にして忘れ物を減らしている。				

共に育つ学級の雰囲気	言語環境	①「さん」「くん」で呼び合っている。	
		②挨拶、返事を必ずするようにしている。	
		③ていねいな言葉づかいで話すようにしている。(です・ます)	
		④言葉の強弱、トーンで気づかせるようにしている。	
		⑤相手に快い言い方を常に教えている。	
		⑥「ドンマイ」「大丈夫」などぼかぼか言葉を奨励している。	
	仲間意識	①「チームワーク」や「みんなで」を意識する場づくりや言葉かけをしている。	
		②励ましや助け合いを評価している。	
		③日常からそれぞれの長所や個性を生かす視点を示している。	
		④からかい・中傷などには毅然とした態度で臨み、よい言動に置換えて示している。	
		⑤一緒に楽しめて遊べる場面をつくっている。	
		⑥成功体験を積み重ねている。	
	ルール	①納得できるルールづくりをしている。	
		②ルールを守っている子や場면을認め、多様な形で称賛している。	
		③シールやがんばり表など見える形で評価している。	
		④望ましいモデルをほめることで間接的に注意を促している。	
		⑤気を引くような行動には、反応しないようにしている。	
		⑥「注意は先生がすること」を徹底させている。	
⑦全体の場での叱責はできるだけ避けている。			
⑧特例にすることは、理由を明らかにしている。			
⑨クラスみんなできまりやルールを考え、取り組む活動がある。			
⑩日常的にルールをふりかえる機会を設けている。			
担任の姿勢	連携	①指導の難しさを感じた場合に、援助を求めている。	
		②問題をオープンにし、抱え込まないようにしている。	
		③ＴＴや補助の先生に、指導のねらいをはっきり伝え、打ち合わせをしている。	
		④子どもの様子、指導の反省等の記録を取って活用している。	
		⑤「全校の子ども」という認識で協力し合っている。	
		⑥校内・校外・保護者と相談しようとしている。	
		⑦トラブルやけがは大小にかかわらず管理職に報告している。	

この冊子には「小学校を念頭に置いて作成しました。…中学校・高等学校・幼稚園・特別支援学校で使用する際は、本シートを参考に適宜修正してください。」と注意書きがありました。

チェックしていくうちに「なんだ、特別なことは言っていないじゃないか」と感じた方も多いのではないのでしょうか。よく言われることですが、「**特別支援教育の中に、特別なことはひとつもない**」ということだと思えます。

(ほっと通信バックナンバーより掲載)

「ほっと通信」は、教育指導課の巡回相談チームが作成する機関紙です。

市内小・中学校及び義務教育学校の先生方には学校で配付していますが、一般の皆さんも市のホームページでご覧いただけます。

八王子市 ほっと通信 検索

『ほかにいい方法はないかなあ?』と考えること

皆さんは電話番号をおぼえるとき、どのようにしているのでしょうか？今は、番号登録といった便利な機能があるので、その必要もないでしょうが、ちょっと考えてみてください。誰もが全部丸暗記できればいいのですが、「暗記は苦手だ」という方もいることでしょう。そんなときは、語呂合わせをする、数字の並び方の規則性（同じ数字が2つあるなど）を考える、読み上げるリズム（数字の区切り方など）を変える、これまでの経験と結びつけるなど、おぼえ方も様々ではないでしょうか。どんな方法であれ、まず『番号がおぼえられればよい』ということですよ。大切なのは、自分に合ったおぼえ方や学び方に気付いて、ゴールにたどり着くことです。

LD「学習障害」(※)という言葉を目にしたことがあるかと思います。英語では、Learning Disabilities と書き、「学習能力が発揮できない」ということになります。ところが最近では、その特性や困り感から「LDの『D』を、Learning Difference（学習の仕方の違い）と言い換えてみてはどうか」と言われることがあります。これは、「一つのやり方でやりにくければ、それにこだわらず違うやり方に変えてみれば？」ということに他なりません。

みんなと同じにやるのが大事なのではなく、みんなと同じことが学べればよいはず。そこを見失わないことが、一番大切なことではないかと思うのです。

「おぼえる」ということについて、もう少しお話をすると、実生活でのそれは「忘れないようにする」という側面だけでなく、「思い出しやすくする」さらに「忘れたときにどうすればいいのか」といった側面からも考えることができると思います。結局『私たちが、どれだけ柔軟な発想をもって子どもたちを見つめ、支援できるのか』ということになるのではないかと思います。

ここで、アメリカの教育者であるドロシー・ロー・ノルトさんの言葉を思い出します。

“人は、違っているからつらいのではなく、違いを認められないからつらいのである”

当たり前のことなのですが、「私たちは一人として同じではない」ということを改めて肝に銘じて、数多くの『ものさし』を持って、子どもたちとかかわっていければと思っています。これからも、一緒に“応援”していきましょう！

LD「学習障害」：最新のDSM-5という米国精神医学会の疾病分類では、SLD（Specific Learning Disorder）と表記されています。よく使われる文部科学省の定義では、「基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算するまたは推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を指す…」というものです。

4 特別支援教育についてもっと知りたい



～国立特別支援教育総合研究所のご紹介～

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所は、我が国の特別支援教育のナショナルセンターとして設置され、特別支援教育に関する研究のうち主として実地的な研究を総合的に行うとともに、特別支援教育関係職員に対する専門的、技術的な研修を行うこと等により、特別支援教育の振興を図ることを目的としています。その目的を達成するため、主として次の業務を行います。

- (1) 特別支援教育に関する研究のうち主として実地的な研究を総合的に行うこと。
- (2) 特別支援教育関係職員に対する専門的、技術的な研修を行うこと。
- (3) 特別支援教育に関する実地的な研究の成果の普及並びに特別支援教育に関する研究の促進を行うこと。
- (4) 特別支援教育に関する図書、資料及び情報を収集し、整理し、保存し、及び提供すること。
- (5) 特別支援教育に関する相談に応じ、助言、指導及び援助を行うこと。

ホームページをご覧いただくと、様々な情報を得ることが出来ますが、特に**発達障害教育情報センター**のページは教員向けや保護者向けのページが充実しています。なかでも『合理的配慮』実践事例データベースである**インクルーシブ教育システム構築データベース**は事例が多く、大変充実していますので、「興味があるけどどこを調べたらいいかわからない」「何か役に立つ情報はないだろうか」という皆さんにお勧めします。

ホームページ

国立特別支援教育総合研究所

<http://www.nise.go.jp/cms/>



発達障害教育推進センター

<http://icedd.nise.go.jp/>



インクルーシブ教育システム構築データベース

<http://inclusive.nise.go.jp/>



5 特別支援教育についての東京都の計画と市の計画、関係する条例など

「東京都特別支援教育推進計画 第二期 第二次実施計画」

東京都教育委員会は、平成29年（2017年）に「東京都特別支援教育推進計画」の第二期計画を策定し、障害のある児童・生徒等一人一人の教育ニーズに応じた適切な教育的支援を行う特別支援教育の推進に取り組んでいます。現在は「第二次実施計画」が示されています。

https://www.kyoiku.metro.tokyo.lg.jp/administration/action_and_budget/plan/special_needs_school/release20220324_01.html



「東京都発達障害教育推進計画」

東京都教育委員会は、近年の発達障害教育を取り巻く状況の変化、医療・福祉・教育関係の有識者の意見等を踏まえ、これからの都が目指すべき発達障害教育の基盤整備に必要な具体策について様々な視点から検討を行い、全ての公立学校における発達障害教育の充実に向けて計画的に取り組む施策を明らかにする東京都発達障害教育推進計画を策定しました。計画期間は平成28～32年（2016-2020）までの5か年です。

https://www.kyoiku.metro.tokyo.lg.jp/administration/action_and_budget/plan/developmental_disorder/plan.html



「八王子市第五次特別支援教育推進計画」

八王子市教育委員会は、令和4年度（2022年度）に「八王子市第五次特別支援教育推進計画」を策定、令和7年度（2022年度）までの3か年で、児童・生徒一人ひとりの教育ニーズに応じた支援を行う特別支援教育の推進に取り組んでいます。



「障害のある人もない人も共に安心して暮らせる八王子づくり条例」

平成24年4月、市では、障害者に対する市民及び事業者の理解を深め、障害者の差別をなくすための取組を推進するため、「障害のある人もない人も共に安心して暮らせる八王子づくり条例」を制定しました。条例の目的は次のとおりです。

市民及び事業者が障害者に対する理解を深める。

障害者への差別をなくすための取組について基本理念を定め、その取組に係る施策を総合的に推進する。詳細については八王子市のホームページからご覧いただけます。

障害の有無にかかわらず誰もが相互に人格と個性を尊重し合いながら、共に安心して暮らすことができる共生社会の実現に寄与する。

<https://www.city.hachioji.tokyo.jp/kurashi/welfare/005/010/p004338.html>



コラム 「特別支援教育ってどう考えたらいいの？」

それでも気持ちがざわざわしてしまっているお父さんお母さんへ…

「うちの子は特別支援なんですか?」「頑張れば、もうちょっとしたらできるようになるんじゃないですか?」

私たちが受ける相談はこんな疑問から始まることも少なくありません。

そんな時、このようなお話をすることがあります。

- ・誰の手も借りずに大人になる子はいません。
- ・体の機能や発達、その人の成長とともに伸びていき、また衰えていくもので、その速さはそれぞれ違います。
- ・それぞれの成長には、ほかの人と比べてずば抜けて優れているものもあれば、残念ながら本人がどんなに頑張っても追いつけないものもあります。
- ・努力と関係なく、頑張っても追いつけない理由には、突然の病気やけがによるものや生まれつきのものがあります。

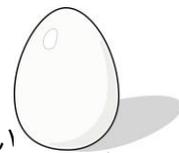
大切なことは・・・

- ・その子がいるところで、その子に必要な支援が受けられること。
- ・学校に行くこと、勉強すること、友達と過ごすことがその子にとって「楽しい」と感じられること。
- ・その子が過ごしている「今」が「将来」「未来」につながることを、周りの大人がきちんと考えてあげること。
- ・障害、特に感覚の違いによるものは、我慢して治るものではないから、学校や生活の場に我慢しなくていい選択肢を用意してあげること。
- ・支援が必要な子にわかりやすいということは、クラスのどの子にもわかりやすいのだということ。(それをユニバーサルデザインと言います)
- ・特別支援教育とは、その子に合った「学ぶ環境」をつくるのだということ。

そして

子どもが育つとともに保護者も育つのだということ。

子どもは叱られている時ではなく、笑っている時に成長しているのだとい



教育指導課は、学校や市民の皆さんの理解啓発のために、出前講座を行っています。
出前講座のお問い合わせは 教育指導課(教育センター) 支援・相談担当 Tel.664-1135

コラム 「これは特別支援教育じゃないけれど…」

～外国語の中で過ごしている子どもたちへの配慮～



例えば保護者が外国出身でも日本生まれの子どもの場合、日常会話がスムーズにできると、当たり前のように日本人と同じく対応してしまいがちです。

日本で生まれ育ったA君のお母さんはペルーの出身。家庭ではスペイン語での生活です。日本のテレビも新聞もほとんど見ることはありません。彼自身は友達も多く、名前も日本人と変わらないので、誰も意識せず仲良しです。ところが彼は勉強になるととても困り感を示します。保護者面談でも勉強の遅れについて指摘されます。生活上のコミュニケーションは問題なくできて、家庭内で使われる保護者の母語やその国の文化・習慣がもとになって、学習に必要な日本語習得についての問題が生じているのです。

このように、生活に支障がなくても、小さい頃からの学校の学習に必要な言葉の定着がない子どもについては、伝えていることが理解できているかどうか特に注意する必要があります。

“もしかしたら？”

こうした視点で子どもたちを見ることも大切なことですね。

【八王子市教育委員会ではこんな支援もあります】

- ・日本語学級（学務課学事担当）
- ・帰国・外国籍等児童・生徒の就学時支援者の派遣（学務課学事担当）
- ・日本語巡回指導推進（小学校・中学校）

南大沢小学校の担当：由木中央小、由木東小、由木西小、鹿島小、松が谷小、柏木小、南大沢小、
宮上小、秋葉台小、別所小、愛宕小、松木小、下柚木小、上柚木小、長池小、
鑓水小

由木中、松が谷中、別所中、松木中、南大沢中、宮上中、上柚木中、鑓水中

由井第一小学校の担当：上記以外の小・中学校

お問い合わせは 学務課（学事担当） TEL620-7339
南大沢小学校 TEL676-5611
由井第一小学校 TEL646-0348

編集・発行

八王子市教育委員会
学校教育部教育指導課支援相談担当

八王子市散田町二丁目37-1 八王子市教育センター
電話 042-664-1135/FAX 042-662-2988
令和6年(2024年)5月 発行

